



2024
消防年報

はじめに

川口市消防局は、昭和23年、自治体消防として発足し、消防職・団員のたゆまぬ努力の積み重ねと市民の皆様の理解と協力により、消防体制の充実・強化を図り、火災予防をはじめ、消防活動・救急活動を通し、市民の皆様の安全・安心の確保に大きな役割を担ってまいりました。

本書は、令和5年の資料に基づき、消防局の概要と火災・救助・救急等の災害活動の状況を収録し、編集いたしました。

今後も「誰もが安全で快適に暮らせるまち」を実現するため、市民の皆様の期待と信頼に応えるべく全力を挙げて取り組んでまいります。

目次

概 要

川口市の概要	1
川口市民憲章	2
人口・世帯数	3
川口市の沿革	4
川口消防の歩み	5

総 務

令和6年度川口市消防重点目標	1 5
川口市消防局組織図	1 6
事務分掌	1 7
川口市消防局・署・消防団の配置図	1 8
消防局庁舎	1 9
庁舎概要・設備概要	2 0
消防庁舎	2 1
予算	2 2
令和5年度職員教養・研修実施結果一覧表	2 4
職員配置状況・年度別職員数	2 6
勤続年数別職員数	2 7
年齢別職員数	2 8

予 防

住宅防火対策の推進・防火対象物の安全確保	3 1
適正な防火管理業務の徹底・危険物事故防止対策の推進	3 2
ー予防統計ー	
危険物施設数	3 3
危険物施設立入検査の状況	3 4
移動タンク貯蔵所立入検査結果・危険物規制事務処理状況	3 5
防火対象物建築同意事務処理状況	3 6
防火対象物数・立入検査実施状況	3 7

甲種防火対象物防火管理者選任状況	3 8
乙種防火対象物防火管理者選任状況	3 9
消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況	4 0
消防用設備等の点検結果報告実施状況	4 1
防火対象物定期点検結果報告等の実施状況	4 2
－火災の概況－	
火災件数	4 3
火災種別・焼損程度	4 4
－火災による死傷者状況－	
火災による死者・火災による負傷者	4 5
－出火原因状況－	4 6
－消防関連制度－	
川口市消火器消火薬剤の詰替え等に関する制度・川口市防火防災訓練補償制度	
・2024年度全国統一防火標語	4 7

警 防

－警防－	
警防	4 9
警防活動状況	5 0
消防水利現況	5 1
－救助－	
救助隊の編成状況・緊急消防援助隊	5 2
国際消防救助隊（I R T－J F）	5 3
救助出場件数及び救助人員・救助出場件数	5 4
各高速道路の受け持ち区域・高速道路上の救助出場状況	5 5
－装備－	
車両配備状況	5 6
主要機械器具の配置	5 7

救 急

救急業務の概要	6 1
救急隊現有状況・救急活動状況	6 2
救急出場件数及び搬送人員の推移	6 3
事故種別出場件数及び搬送人員	6 4

事故種別月別出場件数及び搬送人員・事故種別曜日別出場件数及び搬送人員	6 5
救急隊別・月別出場件数	6 6
地区別の救急活動状況	6 7
年齢区分別事故種別搬送人員・年齢区分別傷病程度別搬送人員	6 8
事故種別傷病程度別搬送人員	6 9
医療機関別搬送人員・市外搬送人員状況	7 0
応急手当の普及啓発活動状況・応急手当の救命効果	7 1

指 令

指令業務の概要	7 3
1 1 9 番通報受付状況	7 4
1 1 9 番通報受付状況の比較・1 1 9 番通報受付状況の推移	7 5
消防指令システム・消防救急デジタル無線・映像通報システム Live 1 1 9	
・高所監視カメラ	7 6

消 防 団

はじめに・川口市消防団の歩み	7 9
消防団組織図	9 0
消防団車庫所在地・車両配置状況	9 1
支団別受持区域	9 2
団員状況	9 3
年齢別団員数（職名別）・在職年数別団員数・職業別団員数	9 4
－消防歌－	
川口消防の歌	9 5
川口市消防団歌	9 6

概 要



【市章】

川口市の紋章である市章は、外側三重の円形が「川」を中心の菱形が「口」を表します。旧川口町章ですが、市政施行後の昭和8年9月18日に市章として制定されました。



【市の花】

鉄砲百合：埼玉国体をきっかけに昭和41年1月27日制定。

土地にゆかりの深い花五色桜、桜草、椿、百合、チューリップ、水仙など多数の候補があげられ、研究・協議の結果、他の県・市の花に関係なく、明るく清純で、しかも川口市で広く愛されている花として決まりました。



【市の木】

サザンカ：昭和49年7月1日制定。当時全国的に緑化がさげばれ、また市に緑化推進委員会を設置、さらに市政施行40周年を記念して制定することに。

市民に親しみやすく、移植が容易で一般家庭や公園などに広く活用でき、市のシンボルとしてふさわしい樹木17種が選出、その中から市民投票の結果を参考に決定しました。

川口市の概要

川口市は埼玉県の南端に位置する県内有数の都市です。荒川を隔てて東京都に接し、江戸時代から鋳物や植木などの産業が発展し、その後、住宅都市化が進みました。平成 23 年 10 月 11 日、鳩ヶ谷市と合併し、平成 30 年 4 月 1 日中核市に移行して、人口約 60 万人となりました。首都東京と隣接しているという利便性を活かしながら、固有の伝統ある“ものづくりのまち”として、活力あるまちづくり・人づくりを目指しています。



位置・面積



【令和 6 年 4 月 1 日現在】

経度	139° 43' 27"
緯度	35° 48' 28"
海拔	2.06メートル
面積	61.95平方キロメートル
東西	10.2キロメートル
南北	11.8キロメートル

川口市民憲章

昭和42年4月1日制定

“鑄物のまち”としての長い伝統の上に各種産業を加えて、躍進を誇るわが川口市は、新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひとりひとりの理想であります。

わたくしたちはここに誇りを感じ、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民の願いをこめて、この憲章を定めました。

わたくしたちは、

- 1 すすんで環境を浄化し、
きれいな家庭・美しいまちをつくりましょう。
- 1 いつも健康で元気よく働き、
しあわせな家庭・豊かな都市をつくりましょう。
- 1 互いにきまりを守り、助け合って、
なごやかな家庭・明るい社会をつくりましょう。
- 1 文化を育て、教養を高めて、
楽しい家庭・住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 力いっぱい両手をひろげ、
伸びゆく家庭・理想の大川口市をつくりましょう。

人口・世帯数

年	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	総人口 (人)	人口密度(人) (1 km ² 当たり)	基準日
昭和40	55.66	63,812	237,094	4,260	
50	55.66	108,231	336,710	6,049	
60	55.66	133,178	399,013	7,169	
平成元年	55.66	149,029	426,761	7,667	
5	55.71	163,739	443,201	7,956	※注2
10	55.75	182,357	459,977	8,251	※注2
15	55.75	202,437	481,900	8,644	
20	55.75	223,796	507,350	9,100	
25	61.97	259,860	581,170	9,378	※注1
30	61.95	281,681	601,055	9,702	※注2
令和元年	61.95	286,887	604,675	9,761	
2	61.95	292,000	608,390	9,821	
3	61.95	295,489	607,750	9,810	
4	61.95	296,539	605,067	9,767	
5	61.95	299,580	604,894	9,764	
6	61.95	304,393	607,279	9,803	

注1 市町村合併によるもの。(平成23年10月11日)

注2 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」により変更。(平成2年、平成6年、平成27年)

※ 基準日注以外 (1) 平成6年度以前は4月1日現在の住民基本台帳人口 (2) 平成7年度以降は4月1日現在の総人口

川口市の沿革

川口に人が住み始めたのは、今から約2万年前といわれています。その頃、川口の南部は海面下にありました。北東部の台地には、旧石器時代の天神山遺跡や縄文時代の遺跡である猿貝・新郷・石神貝塚をはじめ多くの遺跡が残されており、海辺で生活を営んだ祖先を知ることができます。

川口という名称は、旧入間川(現在の荒川)の河口に臨んでいたことから起きているといわれていますが、治承4年(1180)源頼朝の挙兵に加わるため弟義経が鎌倉に向かう途中、川口の渡しで兵をあらためたことが「武蔵国足立郡小川口に着き、兵を閲したところ八十五騎になっていた」と『義経記』に記されています。

川口の地も戦国時代には、太田氏や北条氏の支配を受けましたが、江戸時代に入るとほとんどが幕府直轄領となり、代官の支配下に入りました。見沼溜井や見沼代用水、赤堀用水などの灌漑治水によって農業が一層発展しました。また、日光御成道は徳川家康の霊廟を日光に移した元和3年(1617)以降整備され、川口にも将軍の日光参詣に伴う休憩所(錫杖寺)や駅通業務を行う問屋場がおかれしました。

享保13年(1728)の見沼代用水路の開さくによる舟運・陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、今日の川口の発展の基となる種々の産業が興りました。鋳物産業は、江戸中期以降は技術の確かさと江戸市民の需要増大によりますます盛んとなりその数もさらに増えて発展の一途をたどりしました。また、承応年間(1652～1654)に安行の吉田権之丞によって始められたという植木や苗木の栽培は、明暦3年(1657)の江戸大火によって焼野原となった江戸へ、植木や草花を供給して以来発展しました。さらに幕末期には、織物・釣竿が江戸を中心に商品として進出するようになりました。当時の川口町は、今の本町1丁目と金山町を中心に300戸ほどの家が集まっただけの小さな町で、現在賑やかな川口駅前や栄町・幸町付近は見わたす限りの田畑や湿地帯であったといわれています。明治末期には鋳物工場が150軒ほどになり、荒川や芝川の舟運を利用して原料や製品運搬が行われました。その後、川口町駅や新荒川大橋ができると鋳物産業を中心に飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」の名は全国に知られるようになりました。

昭和8年4月1日に、川口町・横曽根村・南平柳村・青木村の1町3村が合併し、昭和15年には、芝村・神根村・新郷村の3村を合併。更に昭和31年に安行村、昭和37年に美園村の一部であった戸塚、そして平成23年10月11日に鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人の新川口市がスタートしました。古くは「日光御成道(にっこうおなりみち)」で結ばれた宿場町として共に栄えた両市。川口宿、鳩ヶ谷宿が一つになった新しい川口市は平成30年4月1日に中核市へ移行し人口も60万人を超えました。住みやすいまちを超えてさらなる選ばれるまち川口の実現に向け歩みを進めています。

川口消防の歩み

消防組織法施行以前の歩み

昭和8年			
4月 1日	川口消防組	川口町、横曽根村、青木村、南平柳村が合併し市制が施行された。このことに伴い、既存の町村各組を統合した川口消防組が発足した。なお、組織は消防本部の常備消防班（班長小頭1名、消防手12名、2交制）と、6部制（川口町1・2・3部、南平柳村4・5部、青木村6・7部、横曽根村8部）から成る【総員400名】	
昭和14年			
4月 1日	川口警防団	勅令第20号により、警防団令が公布施行され、消防組と私設防護団を統合した川口警防団が発足した。【10部制 定員1,500名】	
昭和19年			
4月 1日	埼玉県川口消防署	特設消防署設置規程（大正8年勅令第350号）により、埼玉県告示第191号をもって、川口市一円を区域とする特設消防署が設置された。また、従来の常備消防班を包含して埼玉県川口消防署が設置された。	
4月 1日	埼玉県消防訓練所	同告示第247号により、川口市本町2-99に、埼玉県消防練習所が設置された。	
昭和22年			
	消防団への改称	勅令第185号により消防団令が施行され、警防団は消防団と改称された。	
	川口市消防団設置条例	消防団令に基づき川口市消防団設置条例が定められた。	

消防組織法施行後の歩み

昭和23年			
3月 7日	自治体消防への改革	消防組織法が施行され、官設消防は自治体消防へと画期的な機構改革が行われ、川口市消防本部（総務・予防・消防の3係制）と、川口市消防署（本署、横曽根分署、鳩ヶ谷分署の1署、2分署）が設立された。【本部一消防長以下12名、本署一署長以下80名】	
3月 7日	初代消防長就任	初代消防長に山田 福蔵氏が就任した。	
昭和25年			
10月 1日	鳩ヶ谷分署の分離	鳩ヶ谷町が川口市から分離したことに伴い、鳩ヶ谷分署が川口市消防本部より分離した。なお、人員は川口市に残り、施設・装備は鳩ヶ谷町に移譲した。	
昭和27年			
1月25日	青木分署の新設	上青木3-800に青木分署を新設した。	
昭和34年			
5月19日	救急業務の開始	市内の救急搬送要請に対応するため、救急車（ニッサンジュニア）を購入し、救急業務を開始した。	
昭和37年			
2月15日	救助業務開始	市内建物の高層化に対応するため、屈折はしご付消防ポンプ自動車（15m）を配備し、救助業務を開始した。	

昭和38年 4月 1日	職員定数の改正	人口が20万人を越えたので、職員定数を99名とした。(7名増員)
昭和40年 4月 1日	職員定数の改正	人口が23万7千人に達したので、職員定数を109名とした。(10名増員)
4月 9日	消防長就任	第2代消防長に三宅 俊三氏が就任した。
昭和41年 4月 1日	消防本部の機構改革	消防本部を総務、予防、警防の3課制とした。
4月 1日	職員定数の改正	人口が25万2千人に達したので、職員定数を132名とした。(23名員)
4月 1日	川口市消防訓練所	川口市職業訓練所(青木町5-1298)内に川口市消防訓練所を設立した。
11月 1日	本部庁舎の近代化	消防業務を推進するため、消防本部庁舎を新築した。(本町2-4-39)〔鉄筋コンクリート3階建、延面積1,472.54㎡望楼地上40m(EV付)〕
12月13日	芝分署の新設	大字芝8,917に芝分署を新設した。 (鉄筋コンクリート2階建、延面積311.25㎡望楼23m)
昭和42年 4月 1日	職員定数の改正	人口が26万6千人に達したので、職員定数を149名とした。(17名員)
6月 1日	南平柳分署の新設	元郷町1-151-9に南平柳分署を開設した。 (鉄筋コンクリート2階建、延面積328.71㎡、望楼23m)
8月 1日	救助隊の発足	高層建物の著しい建設や化学産業の発展に伴う火災態様の変化に対応するため、本署と横曽根分署に救助隊を編成した。
昭和43年 2月13日	青木分署の改築	老朽化した木造の庁舎を鉄筋コンクリート3階建に改築した。
4月 1日	職員定数の改正	人口が27万7千人に達したので、職員定数を170名とした。(21名員)
昭和44年 4月 1日	救急指令センター	人口と各種災害の激増に伴い、救急業務の円滑促進を図るため消防本部に救急指令センターを開設した。
4月 1日	職員定数の改正	人口が28万7千人に達したので、職員定数を209名とした。(39名員)
10月 1日	消防長就任	第3代消防長に飯塚 榮一氏が就任した。
12月24日	新郷分署の新設	大字東本郷1283-3に、新郷分署を開設した。 (鉄筋コンクリート2階建、延面積475.04㎡、望楼22m)

昭和45年 4月 1日	職員定数の改正	人口が30万5千人に達したので、職員定数を259名とした。(50名増員)
昭和46年 4月 1日	職員定数の改正	人口が30万6千人に達したので、職員定数を302名とした。(43名員)
6月 2日	神根分署の新設	大字神戸36に神根分署を開設した。 (鉄筋コンクリート2階建、延面積546.71 m ² 望楼22m)
10月25日	消防本部の機構改革	消防本部の体制を強化充実するため、総務課に人事係、警防課に防災救急係を新設した。また、総務課教養服務係を教養係に改め、技術係を警防課に移す等の機構改革を行った。
昭和47年 4月 1日	特別救助隊の発足	災害の複雑多様化に伴い、人命救助活動が困難になってきた。このことに対応するため、本署に救助器具を積載した救助工作車を配置し、人命救助を主眼とした専任の特別救助隊を発足した。
12月10日	伊刈分署の新設	大字伊刈46に伊刈分署を開設した。 (鉄筋コンクリート2階建、延面積594.07 m ² 、望楼23m)
昭和49年 2月 1日	消防テレホンガイド	市民サービスの一環として消防テレホンガイドを設置した。
3月31日	街角消火器の設置	川口市地震対策街角消火器設置要綱が公布された。(S48.11.1) このことに伴い、昭和48年から5ヶ年計画で密集地の街角に設置することとた。
昭和50年 2月 1日	消防長就任	第4代消防長に金子 義雄氏が就任した。
昭和53年 4月 1日	街角消火器の設置	川口市地震対策街角消火器設置要綱に基づき、青木地区の一部と南平柳地区の一部に街角消火器を231本設置した。(5年間で合計1,229本設置)
4月 1日	芝園分署の新設	芝園町3-5に芝園分署を開設した。 (鉄筋コンクリート造り2階建、延503.2 m ²)
4月 1日	消防署組織の改革	消防事務の増大と複雑多様化する災害事象に即応するため、旧規程を廃止。川口市消防署の組織等に関する規程を新たに制定した。
昭和54年 4月 2日	消防長就任	第5代消防長に土屋 利和氏が就任した。
昭和55年 4月 1日	青木分署の新設	青木4-7-18に青木分署を開設した。 (鉄筋コンクリート造り2階建、延面積464.8 m ²)
4月 1日	並木分遣所の 廃止名称の変更	青木分署の開設に伴い、並木分遣所を廃止し、青木分署(上青木4-4-6)を上青木分署と名称変更した。
4月 1日	消火薬剤交付要綱	初期消火態勢の推進を図るため、火災又は消火訓練に使用した消火器の薬剤を無償で交付する川口市消火薬剤交付要綱を制定した。

4月 1日	少年婦人 防火委員会	自主防火防災体制としての少年消防クラブ、婦人防火クラブの整備強化を図るため、川口市少年婦人防火委員会を設置した。
7月 24日	地震体験車運用	大震対策事業の一環として地震体験車「川口なまず号」の寄贈を受け、運用を開始した。
昭和56年 3月 3日	都市ガス災害対策	都市ガスに起因する災害を未然に防止するとともに、災害発生時において早期に鎮圧し、被害を最小限に防止するため、東京ガス（株）浦和営業所と都市ガス災害対策に関する業務協約を締結した。
4月 1日	被服点数制の導入	消防職員の被服等について、職務の内容に応じた効果的な給貸与を図るため、点数制を導入した。
7月 1日	消防音楽隊の設置	予防広報活動を目的として、川口市消防音楽隊を設置し、活動を開始した。
昭和57年 4月 1日	防火防災訓練 災害補償規則	自主防火組織の育成を推進するため、防火防災訓練中の災害補償制度として、川口市防火防災訓練災害補償規則を制定した。
昭和58年 3月 31日	例規の改正 （警防規程）	警防規則を廃止。新たに警防規程を制定し、地震、風水害に対しても対処できるよう警防体制の充実を図った。
3月 31日	（文書管理規程）	組織の改正、変遷に伴い、対内、対外間の文書管理を適切に行うため、文書管理規程を制定した。
3月 31日	（その他）	組織の改正に伴い、関連する条例、規則、規程について改正を行った。
4月 1日	組織の改正	自治体消防発足以来の1本部1署制を、1本部2署（南消防署、北消防署）制に改正し、組織の全面見直しを行った。 （救急救助係を分散。人事係、教養係を人事教養係に統合等）
4月 1日	戸塚分署の開設	人口急増の著しい戸塚地区に戸塚分署を開設した。 （鉄筋コンクリート2階建、延563.0㎡）
7月 23日	救急自動車の寄贈	日本損害保険協会から救急自動車の寄贈を受け入れた。 （ニッサンキャラバン2B型）（昭和59年4月1日に安行分署に配備）
昭和59年 4月 1日	安行分署の新設	安行分署を開設した。（鉄筋コンクリート3階建、延1,247.9㎡）
昭和60年 4月 1日	新庁舎の建設	60・61年の2ヵ年継続事業で鉄骨鉄筋コンクリート造5階建、コンピューターを利用した通信指令装置などを備えた消防本部・北消防署合同庁舎の建設を開始した。
昭和61年 4月 1日	国際消防救助隊の発足	国外で発生した大規模災害救援をするため、自治省消防庁の提唱により国際消防救助隊が発足。当市消防本部も、救助工作車1台、隊員10名を登録した。
昭和62年 1月 1日	新庁舎落成	人口50万人に対応する防災の拠点として、消防緊急情報システム等コンピューターを使用した近代的庁舎が落成、業務を開始した。
4月 1日	消防長就任	第6代消防長に福岡 清一氏が就任した。
4月 1日	女性消防吏員	男女雇用機会均等法の制定に伴い、初の女性消防吏員を採用した。（2名）

9月 1日	首都高速道路開通	首都高速川口線開通に伴い、特別出場計画及び消防活動基準を定めた。
昭和63年		
3月23日	消防訓練塔	複雑多様化する災害に対し、実践的救助技術を強化するため消防訓練塔を消防本部に設置した。
平成元年		
4月 1日	消防長就任	第7代消防長に二川 勝利氏が就任した。
平成 2年		
4月 1日	消防長就任	第8代消防長に伊藤 清二氏が就任した。
4月 1日	組織の改正	消防本部の組織を強化充実するため、警防課に救急救助係を新設し、通信指令室を課相当に格上げした。
平成 4年		
6月 3日	救急救命士	救急救命士法の制定により、職員1名を救急救命中央研修所へ派遣した。国家試験を経て当消防本部に初の救急救命士が誕生した。
平成 5年		
4月 1日	消防長就任	第9代消防長に新井 利生氏が就任した。
平成 6年		
3月25日	高圧ガス製造施設	平成4年度事業で北消防署芝園分署に3気圧タイプ（300,200,150kg/cm ³ ）の高圧ガス製造施設を建設し、保安監督者の養成を経て、空気製造の運用を開始した。
3月28日	救急救命士の運用	心電図受信装置を「済生会川口総合病院」に設置し、救急救命士が医師の指示に基づいて行為のできる「特定3項目」の運用を開始した。
4月 1日	水難救助指定隊	平成4年度事業で潜水器具8セットを購入し、平成5年4月1日から南平分署第2小隊に配置するとともに、潜水活動の特殊性を考慮し、1年間の潜水救助技術の習得期間として位置付け、各種訓練を実施した後、運用を開始した。
4月 1日	服制の改正	平成6年と7年の2年間で、夏・冬作業服及び夏制服等の生地・色相・デザイン的大幅な改正を行い、特に作業帽のデザインをアポロキャップ型とした。
平成 7年		
1月23日	阪神・淡路大震災に派遣	1月17日に発生した大震災に救助工作車・救援車、職員11名を派遣し災害活動を実施した。
4月 1日	消防長就任	第10代消防長に上野 勝太氏が就任した。
4月 1日	組織の改正	時代に対応した消防行政を遂行するため、通信指令室を指令課とし、総務課に企画係を新設するなど大幅な組織改正を実施した。
平成 8年		
1月25日	耐震性貯水槽	阪神・淡路大震災の教訓から、飲料水及び消防用水の確保を目的として、本町小学校及び芝スポーツセンターの敷地内に100m ³ 型飲料水兼用耐震性貯水槽を設置した。
3月19日	起震車の購入	日本で初めて起震駆動部分に油圧駆動方式を採用した、過去発生した地震が体験できる等の各種最新の機能を持った地震体験車を購入した。

3月22日	高度救助用資器材	阪神・淡路大震災に応援出動した経験と教訓から、埼玉県下で初めて高度救助用資器材5機種（画像探査Ⅰ型、画像探査Ⅱ型、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置）を購入し運用を開始した。
4月1日	携帯電話の運用開始	災害連絡体制の充実を図るため、所属長に対し携帯電話を貸与した。
4月1日	火災原因調査機器	火災原因調査をより科学的に遂行するために、予防課調査係に実体顕微鏡システムを導入した。これにより、あらゆる角度から、僅かな傷・染み・色等の違いがモニターで観察でき、鮮明な画像プリントで証拠保全も可能となった。
平成9年		
4月1日	消防長就任	第11代消防長に持谷 正紀氏が就任した。
4月1日	救命士資格者等の採用	救急救命士の整備充実を図るため、2名の救急救命士資格者を初めて採用した。また、女子職員2名を含む10名を新規採用し、実員を456名とした。
6月30日	無停電電源装置	電力の瞬断や停電時において既設の変電設備と非常電源設備が切替わる際の電源供給をバックアップするCVC装置を指令課に設置した。
10月1日	女性職員を配置	男女雇用機会均等法の改正等に伴い、時代に即応した消防行政を推進するために、初めて女性職員を交替制勤務（指揮隊並びに救急隊）に配置した。
10月11日	三交替制勤務	交替制職員の勤務体制の強化と組織の円滑な運営を図るため、試行として予防課調査係及び指令課に三交替制勤務を導入した。
平成10年		
4月1日	消防長就任	第12代消防長に清宮 健夫氏が就任した。
4月1日	携帯電話からの受信	埼玉県において、携帯電話からの119番通報の受信・転送体制が整備され、代表消防本部である浦和市消防本部が一括して受信し、通報場所を管轄する消防本部へ転送することで、携帯電話からの119番通報が川口市消防本部でも受信できるようになった。
11月1日	例規の改正 （震災警防規程）	震災時の被害を軽減するため、震災警防活動及び震災消防活動の実施に必要な事項を定め、震災時に対処できるよう新たに震災警防規程を制定した。
11月1日	（警防規程の改正）	震災警防規程の制定に伴い、警防規程を改正した。
平成11年		
4月1日	消防長就任	第13代消防長に福田 満氏が就任した。
9月9日	全車高規格救急体制	予備車を含め、全車高規格救急車体制となった。
9月21日	国際消防救助隊派遣	9月21日（現地時間）台湾で発生した地震災害に際し、自治省消防庁の要請に基づき、21日～28日までの8日間、県内で唯一国際消防救助隊（IRT）登録している当消防本部の職員2名を、現地に派遣した。（登録後、初めての派遣）
平成12年		
10月12日	横曽根分署	西川口3-18-1に移転し、横曽根分署を開設した。 （鉄筋コンクリート3階建、延面積1,960.6㎡）
平成13年		
3月28日	埼玉高速鉄道線	県内初の地下鉄（埼玉高速鉄道線）開通に伴い、地下鉄火災消防活動基準及び地下街等火災消防活動基準を定めた。

4月 1日	組織の改正	指令課を警防課と統合し消防指令センターと名称変更するなど、消防本部の組織を、4課13係から3課1センター11係に組織改正をした。また、消防署にあっては、管理課及び消防課を新設するなど、2署10分署26係を2署4課12分署36係へと、大幅な組織改正をした。
平成14年		
3月 1日	緊急通信指令システム	最先端のコンピューターとネットワーク技術を駆使した「緊急通信指令システムⅢ型」を導入し運用を開始した。
4月 1日	消防長就任	第14代消防長に細井 修氏が就任した。
平成15年		
5月22日	国際消防救助隊派遣	5月22日にアルジェリア民主人民共和国で発生した地震災害に際し、職員を2名派遣。倒壊建物から救出活動を展開するなど活動を行う。
平成16年		
7月13日	緊急消防援助隊派遣	新潟県・福島県豪雨災害のため新潟県三条市へ職員を派遣。
10月23日	緊急消防援助隊派遣	新潟県中越地震ため新潟県小千谷市へ職員を派遣。
平成17年		
4月 1日	消防長就任	第15代消防長に古川 稔氏が就任した。
平成19年		
4月 1日	消防長就任	第16代消防長に山崎 繁雄氏が就任した。
平成20年		
4月 1日	消防長就任	第17代消防長に荒井 清光氏が就任した。
平成21年		
4月 1日	組織の改正	消防本部の組織を改正し、救急課を新設した。
10月 1日	南平分署改築	庁舎の老朽化に伴い、改築工事を実施した。鉄筋コンクリート造2階建、延面積1,555.2㎡の南平分署を落成した。
平成22年		
4月 1日	消防長就任	第18代消防長に上山 健三氏が就任した。
4月 1日	組織の改正	南・北消防課と管理課を統合して消防課とし、南・北特別救助隊及び救助隊を特別救助機動隊とした。
平成23年		
3月11日	緊急消防援助隊派遣	3月11日に発生した東日本大震災に際し、総務省消防庁の要請に基づき、消火隊及び救助隊を岩手県陸前高田市に派遣した。
3月26日	緊急消防援助隊派遣	東日本大震災に伴う福島原発事故に際し、総務省消防庁の要請に基づき、指揮隊及び救急隊を福島県本宮市に派遣した。
10月11日	鳩ヶ谷市と市政合併	川口市と鳩ヶ谷市が合併し、人口約58万人、面積約62平方キロメートルの新川口市がスタートした。また、当合併により、南消防署に鳩ヶ谷分署を設置し、消防隊・救助隊・救急隊をそれぞれ1隊ずつ配置、1消防本部2署13分署となった。

平成24年

2月 1日	高機能消防指令・ 情報システム導入	GPSを使い、災害現場に最も近い車両を選別し出動部隊を自動的に編成、最短時間による現場到着を実現した。
4月 1日	名称の変更	「川口市消防本部」から「川口市消防局」に名称を変更した。
4月 1日	組織の改正	消防指令センターを指令課とし、予防課に調査係を新設するなど、消防局の組織を4課1センター12係から5課16係に改正した。また、南・北特別救助機動隊を特別救助隊及び救助隊とした。
4月 1日	消防長就任	第19代消防長に榎本 和夫氏が就任した。

平成26年

2月 4日	救急医療情報システム へのアクセス用端末配 置	救急活動において、迅速な収容医療機関の選定を行うためのタブレット端末を全救急隊に配置した。
3月 1日	消防救急無線 デジタル化	データ伝送により確実かつ効率的な消防救急活動の支援を行うこと及び、情報の秘匿性を高めるため消防救急デジタル無線の運用を開始した。
4月 1日	高度救助隊発足	通常の消防力では対応が困難な災害に備えるとともに、市内の救助体制の強化を図るため高度救助隊を発足、北消防署芝分署にて運用を開始した。

平成27年

2月17日	救急啓発車配置	市民より寄贈を受けた救急啓発車を救急課に配置した。
4月 1日	消防長就任	第20代消防長に野村 重夫氏が就任した。
9月12日	緊急消防援助隊派遣	9月9日から11日にかけて発生した関東・東北豪雨災害に際し、総務省消防庁の要請に基づき、指揮隊及び高度救助隊を茨城県常総市に派遣した。

平成28年

4月 1日	組織の改正	南・北消防署に管理課を新設、消防管理係と査察指導係とし、中央分署、芝分署を南・北消防署の消防課とした。
4月 1日	消防長就任	第21代消防長に小倉 務氏が就任した。

平成29年

4月 1日	救助工作車Ⅲ型配置	救助工作車Ⅲ型を北消防署消防課に配置した。
-------	-----------	-----------------------

平成30年

3月30日	38m級梯子付 消防自動車配置	38m級梯子付消防自動車を南消防署消防課に配置した。
4月 1日	芝園分署に 救急隊を配置	全13署所に救急隊が配備された。

平成31年

4月 1日	消防長就任	第22代消防長に榎原 義人氏が就任した。
-------	-------	----------------------

令和2年

4月 1日	特別高度救助隊の発足	地震等の大規模災害や通常の消防力では対応が困難な災害に備え、特別高度救助隊を発足し、北消防署消防課に配置した。
-------	------------	---

4月 1日	救急隊の増隊	南平分署に2隊目の救急隊を増隊し、14隊体制とした。
-------	--------	----------------------------

令和3年

4月 1日	消防長就任	第23代消防長に齋藤 和雄氏が就任した。
-------	-------	----------------------

令和5年

4月 1日	消防長就任	第24代消防長に田口 哲氏が就任した。
-------	-------	---------------------

4月 1日	東消防署の新設	旧鳩ヶ谷分署の敷地内に、署としての機能拡充を図った東消防署を新たに開設した。（坂下町4-3-14 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建、延2,999.2㎡）
-------	---------	--

4月 1日	組織の改正	東消防署開設に伴い1本部2署制を、1本部3署（南消防署、北消防署、東消防署）制に改正した。
-------	-------	---

4月 1日	特別消火隊の発足	消火・火災救助活動体制を強化するため特別消火隊を北消防署消防課に配置した。
-------	----------	---------------------------------------

4月 1日	救急ワークステーションの設立	川口市立医療センター内に「救急ワークステーション」を設立した。
-------	----------------	---------------------------------

令和6年

2月 1日	消防指令システム・消防救急デジタル無線システムの運用開始	消防指令システム・消防救急デジタル無線システムの全面更新を行った。
-------	------------------------------	-----------------------------------

2月 1日	映像通報システム Live119 運用開始	従来の音声のみの119番通報に加え、映像による緊急通報が可能となった。
-------	--------------------------	-------------------------------------

4月 1日	日勤救急隊の発足	日中帯の救急需要対策及び職域拡充を目的に、東消防署消防課に日勤救急隊を配置した。
-------	----------	--

総

務

VOLUNTEER FIRE CORPS

Kawashō 119



令和6年度川口市消防重点目標

「誰もが”安全で快適に暮らせるまち”」

第5次 川口市総合計画 めざす姿Ⅴ より



部 門 別 重 点 施 策

(総 務 部 門)

消防力中長期整備計画を柱とした既存にとらわれない前向きな組織運営

- 新庁舎建設事業における先見性のある計画策定と適切な監理
- 防災拠点施設としての機能確保を目的とした庁舎の大規模改修
- 時代に即した利便性と効率化を追求した積極的庁舎改修の促進
- 救急救命士常時2名乗車体制に向けた救急救命士有資格者の確保
- 市民サービスの向上に向けた女性職員の増員
- 基本計画に沿った一貫性ある予算編成と執行
- 消防団員充実強化に向けた加入促進を実施
- 消防団員の活動時での安全管理徹底を実施
- 消防団員の技術向上に向けた研修・訓練取扱いの実施

(予 防 部 門)

消防力中長期整備計画に照らした「繋ぐ火災予防」

- 予防技術資格者の増員
… 全職員に占める有資格者比率 28%(168人)→35%(210人)以上
- 重大違反及び一階段等防火対象物の違反是正の徹底
- 幼年消防クラブを通じた防火意識の向上及び加入促進
- 重大災害発生危険が高い危険物施設へ災害予防のための査察及び広報の実施
- 同時火災及び震災に備えた火災調査業務分散化に向けた整備
- 消防部隊が火災調査業務を実施するためのバックアップ体制の確立

(警 防 部 門)

消防力中長期整備計画に基づく警防体制の確立

- 社会情勢の変化に対応した部隊配置
- 活動基準の更新と消防部隊活動の整合

大規模災害時の態勢強化

- 大規模災害時の対応能力及び情報伝達能力の向上
- 大規模災害に備えた高度救助資機材及び特殊救助資機材の整備
- 経年防火水槽長寿命化と耐震性貯水槽継続設置の推進

教育・訓練の実施

- 時代に即した消防戦術の研究及び訓練指導の実施
- 現任救助隊員への高度な専門教育の実施
- 救助部隊の大規模災害対応訓練の実施
- 導入資機材を有効活用するための教育訓練の実施
- 現任機関員へのポンプ運用訓練の実施

(救 急 部 門)

消防力中長期整備計画に照らした救急事業の推進

- 救急救命士常時2名乗車に向けた救急救命士の育成
- 救急ワークステーションを最大限に活用した教育体制の充実と早期医療介入体制の向上
- 指導救命士による救急救命士生涯教育の実施率向上
- 小・中学校を含めた市民への救命講習の実施
- 新救急統計システムを効果的に活用する運用の確立
- 救急車適正利用における広報活動の強化

(指 令 部 門)

消防力中長期整備計画に示す次世代通信基盤、映像技術等の利活用

- 映像通報システムLive119を活用した口頭指導の技術向上と検証
- 119番入電から指令まで1分30秒以内を維持した聴取技術の向上
- 誰もが新指令システムの適正運用が可能となる画一的な教育体制の確立
- 新消防OAシステムの円滑かつ適正な運用に向けたアップデートと機能強化
- 新消防指令システム及び新消防救急デジタル無線の継続した安定稼働に向けた保守点検実施計画の構築

(消 防 活 動 部 門)

災害対応力の充実強化

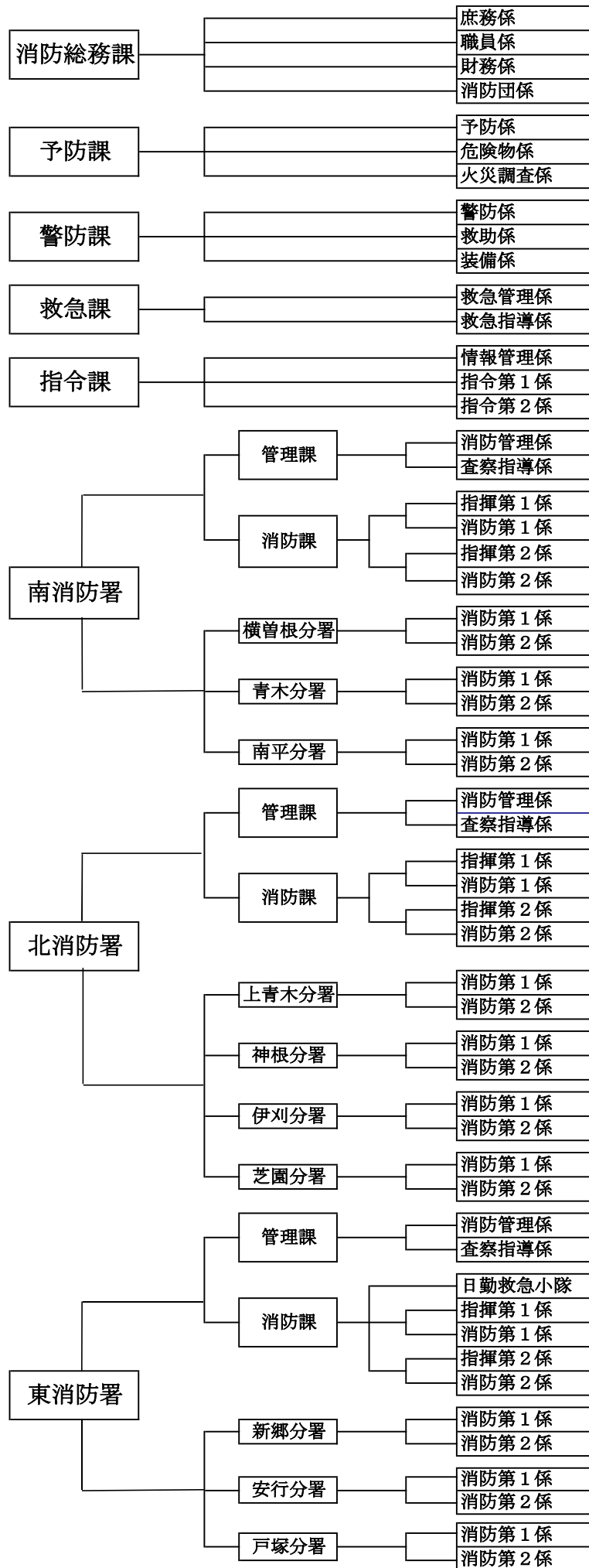
- 3署指揮体制による災害活動の効率化と安全管理体制の向上を図る
- 部隊の充実強化を図りトータル被害の軽減
- プロフェッショナルの育成・部隊強化を図るため訓練時に各施設を有効活用し、隊員の技術の向上を目指す
- 指導救命士による救急救命士並びに救急隊員のスキルアップを図る
- 日勤救急隊発足に伴う救急活動体制の確保及び検証

地域情報の把握と防火意識の向上

- 出場計画一部改正に伴う特殊警防計画の見直し
- 地域ごとの自然条件及び社会条件による災害実態の変化を把握
- 消防法・火災予防条例違反の早期是正
- 自主防火管理体制構築の推進

川口市消防局

組 織 図



事務分掌

【消防局】

課 名	事 務 内 容
消防総務課	○消防局の庶務に関する事。 ○消防局内の連絡調整に関する事。 ○消防事業計画の策定及び総合調整に関する事。 ○職員の人事、給与、研修及び厚生に関する事。 ○財務に関する事。 ○消防団に関する事。
予防課	○火災予防の総括に関する事。 ○建築確認の同意事務に関する事。 ○消防用設備等の指導及び検査に関する事。 ○予防査察及び違反是正の総括に関する事。 ○火災予防関係の届出等に関する事。 ○防火協力団体に関する事。 ○危険物に関する事。 ○火薬類に関する事。 ○液化石油ガス等の事務の総括に関する事。 ○火災の原因及び損害の調査等に関する事。 ○火災の証明に関する事。
警防課	○警防業務の総括に関する事。 ○消防体制及び消防対策に関する事。 ○救助業務の総括に関する事。 ○消防装備に関する事。
救急課	○救急業務の総括に関する事。 ○医療関係機関との連絡調整に関する事。 ○救急救命士の育成に関する事。 ○救急隊員の教育訓練及び研修に関する事。 ○救急業務及び応急手当の普及啓発に関する事。
指令課	○災害通報の受信及び指令に関する事。 ○各種災害情報等の収集及び伝達に関する事。 ○通信指令設備の運用及び管理に関する事。 ○情報通信に係る調査及び研究に関する事。 ○消防指令情報支援システムの運用及び管理に関する事。

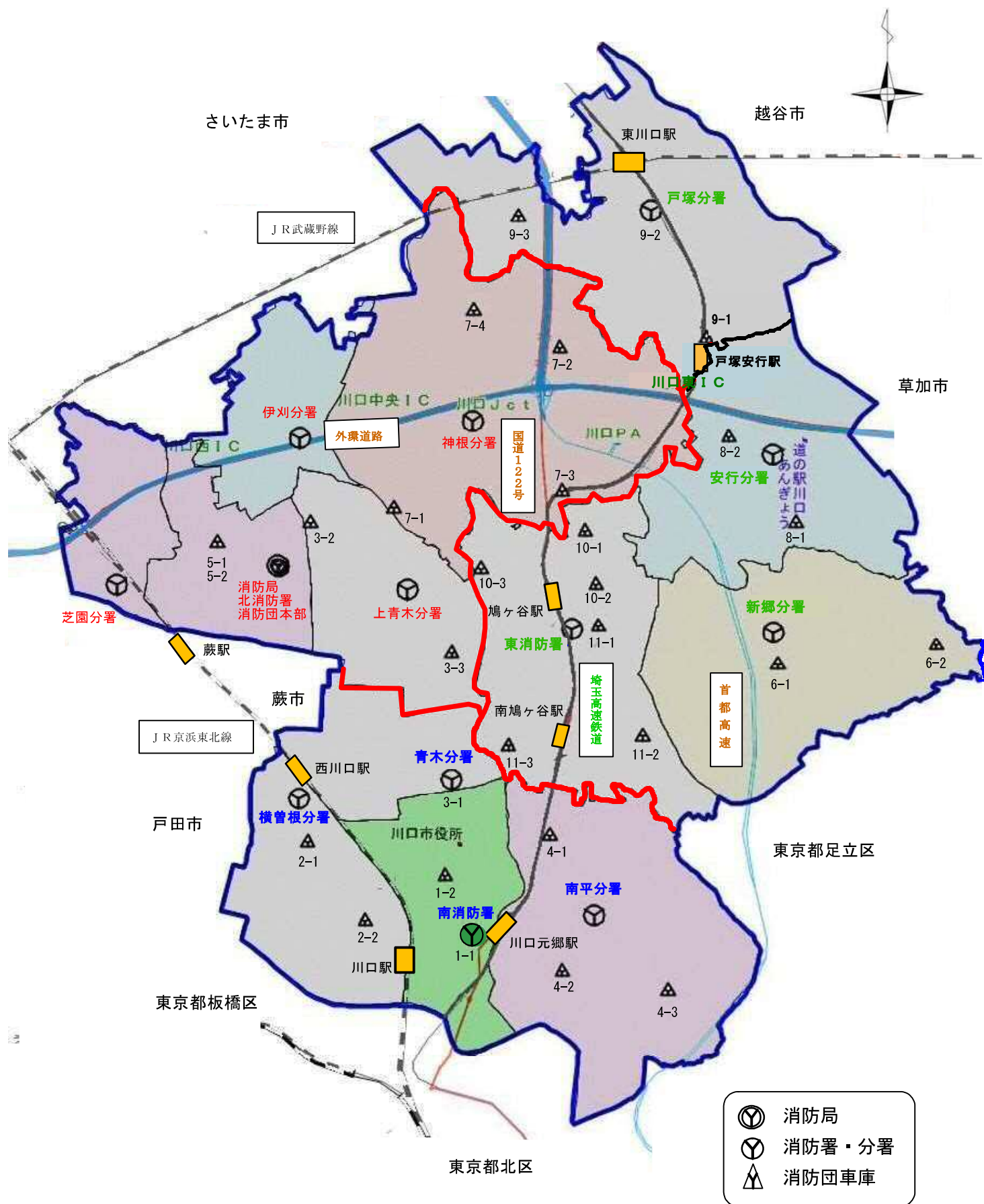
【消防署】

課 名	事 務 内 容
管理課	○署の庶務に関する事。 ○署内の連絡調整に関する事。 ○火災予防の指導に関する事。 ○消防用設備等の指導及び検査に関する事。 ○予防査察及び違反是正に関する事。 ○火災予防関係の届出等に関する事。 ○消防活動関係の届出等に関する事。 ○液化石油ガス等の事務に関する事。 ○救急業務に関する事。
消防課	○署内の警防業務の総括に関する事。 ○消防活動に関する事。 ○予防査察及び警防調査に関する事。 ○消防機械器具等の事務に関する事。 ○消防訓練の指導に関する事。 ○救急業務及び応急手当の普及啓発に関する事。

【分 署】

係 名	事 務 内 容
消防第1係 消防第2係	○消防活動に関する事。 ○予防査察及び警防調査に関する事。 ○消防訓練の指導に関する事。 ○受持区域内における消防事務に関する事。 ○救急業務及び応急手当の普及啓発に関する事。

川口市消防局・署・消防団の配置図



消防局庁舎

昭和61年12月に本市の新しい防災拠点として最新技術と設備を装備して建設されました。

庁舎の特徴として、平成24年2月に導入した「消防指令・情報支援システム」を令和6年2月に最新のシステムに全面更新しました。また、複雑大型化する災害に対処するため、職員を養成する屋内訓練室・トレーニング室等を備えています。



(消防局庁舎)

5 F	機械室
4 F	講堂兼屋内訓練室・トレーニング室
3 F	消防長室・消防総務課・予防課・警防課・救急課 消防団本部室・（公社）川口市防火安全協会
2 F	指令課・視聴覚室兼災害対策室・消防PRコーナー
1 F	受付・北消防署管理課・消防課

庁 舎 概 要

所在地	川口市芝下2丁目1番1号
敷地面積	7,274.05㎡
建築面積	1,482.87㎡
建築延面積	5,656.48㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造5階建
工 期	昭和60年 6月着工・昭和61年 12月竣工

設 備 概 要

電気設備	受電設備6,600V・変電設備・自家発電設備250kVA
消防用設備	消火器・屋内消火栓設備・自動火災報知設備・非常用放送設備 誘導等及び誘導標識・救助袋
エレベーター	750kg・11人乗（地震時管制運転装置付）
空調設備	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン・空冷ヒートポンプ式ルームエアコン
給排水装置	給水装置・高架水槽・受水槽
通信設備	指令台・指揮台・無線統制台・自動出動指定装置・地図等検索装置・支援情報表示装置 統合型位置情報通知システム・指令制御装置・非常用指令設備・長時間録音装置 署所端末装置・指令電送装置・出動車両運用管理装置・Eメール指令システム 消防救急デジタル無線装置・川口市緊急通報システムNET119・高所監視カメラ 映像通報システムLive119
気象観測装置	気温・気圧・雨量・風向・風速・相対湿度・実効湿度
その他の設備	耐震性貯水槽（40t）・広告塔

消防庁舎

所 属 別	所 在 地	竣工年月日	構 造	面 積			設 備
				敷地 (㎡)	建(㎡)	延(㎡)	
消 防 局	芝 下 2-1-1	S61. 12. 15	鉄骨鉄筋コンクリート 造 地上5階建	7, 274. 1	1, 482. 9	5, 656. 5	エレベーター
南 消 防 署	本 町 2-4-39	S41. 11. 1	鉄筋コンクリート造 地上3階建	661. 2	538. 1	1, 610. 3	－
横曽根分署	西川口3-18-1	H12. 9. 29	鉄筋コンクリート造 地上3階建	1, 857. 8	903. 2	1, 960. 6	エレベーター
青木分署	青 木 4-7-18	S55. 3. 25	鉄筋コンクリート造 地上2階建	493. 0	271. 4	464. 8	－
南平分署	新井町17-20	H21. 9. 18	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 373. 9	760. 3	1, 555. 2	エレベーター
北 消 防 署	消防局庁舎内						
上青木分署	上青木4-4-6	S43. 2. 13	鉄筋コンクリート造 地上3階建	349. 0	291. 8	488. 3	－
神根分署	大字神戸34	S46. 6. 2	鉄筋コンクリート造 地上2階建	964. 2	276. 7	477. 1	－
伊刈分署	大字伊刈46	S47. 11. 15	鉄筋コンクリート造 地上2階建	932. 0	323. 6	501. 4	－
芝園分署	芝 園 町 3-5	S53. 3. 20	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 150. 0	313. 0	503. 2	－
東 消 防 署	坂下町4-3-14	R5. 3. 1	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建	2, 991. 3	1, 006. 6	2, 999. 2	エレベーター
新郷分署	大字東本郷 1283-3	S44. 12. 24	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 046. 0	271. 0	449. 9	－
安行分署	大字安行領家 968	S59. 3. 21	鉄筋コンクリート造 地上3階建	2, 013. 0	574. 9	1, 247. 9	－
戸塚分署	戸塚3-13-16	S58. 3. 25	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1, 281. 1	317. 6	563. 0	－

予 算

令和6年度の本市一般会計予算は2,554億6千万円です。このうち消防予算は74億4,836万4千円で、構成比は2.9%となっています。この予算を川口市民1人当たりの負担に換算すると12,265円となります。

本年度の主な事業は、南消防署機能移転事業のほか、老朽化した消防ポンプ自動車・高規格救急自動車等を更新する消防自動車購入事業などがあります。

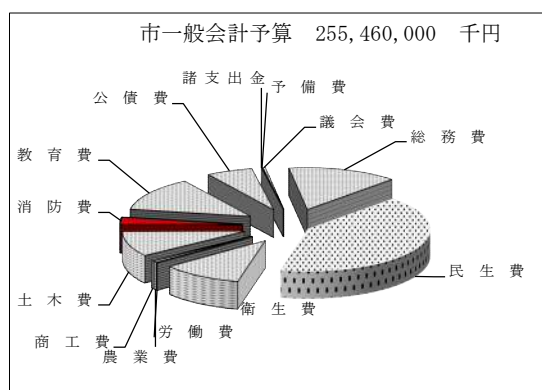
令和6年度川口市一般会計予算と消防予算

市一般会計予算（歳出）

区 分	構成比 (%)	金 額 (千円)
議 会 費	0.4	927,619
総 務 費	14.6	37,412,809
民 生 費	41.4	105,745,013
衛 生 費	10.7	27,278,525
労 働 費	0.1	290,158
農 業 費	0.5	1,157,214
商 工 費	0.3	858,673
土 木 費	9.6	24,638,720
消 防 費	2.9	7,448,364
教 育 費	13.2	33,702,396
公 債 費	6.2	15,800,508
諸 支 出 金	0.0	1
予 備 費	0.1	200,000
合 計	100.00	255,460,000

消防予算（歳出）

区 分 目	構成比 (%)	金 額 (千円)
常 備 消 防 費	80.6	6,002,042
非 常 備 消 防 費	1.1	80,874
消 防 施 設 費	18.3	1,365,448
合 計	100.0	7,448,364



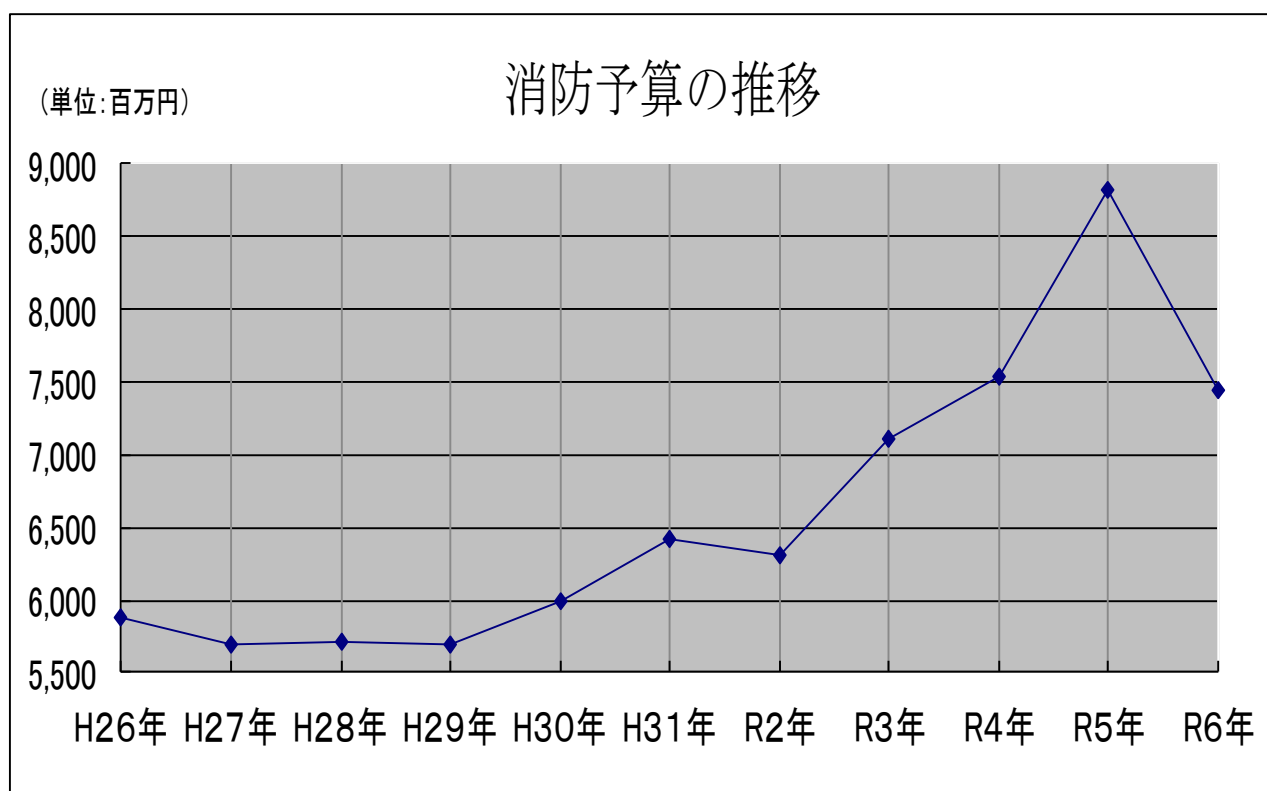
令和6年度消防費と人口の比率

令和6年4月1日現在

消 防 予 算 (千円)	人 口 (人)	世 帯 数	負 担 (円)	
			市民1人当たり	1世帯当たり
7,448,364	607,279	304,393	12,265	24,470

市予算と消防予算の推移

年度	(A) 市予算 (千円)	(B) 消防予算 (千円)	(B)/(A) %	関 係 事 項
H13	143,660,000	5,633,241	3.9	消防緊急通信指令施設・発信地表示装置導入 30m級梯子車
H14	129,250,000	5,729,586	4.4	高規格救急自動車増車
H15	130,730,000	5,544,887	4.2	消防自動車排気ガス規制対策
H16	143,620,000	5,602,236	3.9	消防自動車排気ガス規制対策 消防情報システム整備
H17	126,200,000	5,731,600	4.5	消防自動車排気ガス規制対策
H18	122,780,000	5,692,268	4.6	消防自動車排気ガス規制対策 南消防署耐震補強工事
H19	129,040,000	6,256,393	4.8	消防自動車排気ガス規制対策 上青木分署耐震補強事業
H20	128,160,000	6,384,813	5.0	消防自動車排気ガス規制対策 南平分署建替え事業
H21	136,050,000	6,447,900	4.7	消防自動車排気ガス規制対策 南平分署建替え事業
H22	142,590,000	6,160,690	4.3	消防自動車排気ガス規制対策 はしご車のオーバーホール
H23	148,970,000	6,058,646	4.1	高機能消防指令・情報システム導入
H24	171,950,000	6,586,573	3.8	はしご付消防自動車の更新・耐震性貯水槽の設置
H25	172,730,000	6,119,277	3.5	消防救無線デジタル化事業・消防車両の更新・耐震性貯水槽の設置
H26	173,230,000	5,872,693	3.4	消防車両更新・耐震性貯水槽設置・はしご車オーバーホール
H27	176,180,000	5,695,250	3.2	消防車両更新・耐震性貯水槽設置・はしご車オーバーホール
H28	186,220,000	5,706,995	3.1	消防車両更新・耐震性貯水槽設置・はしご車オーバーホール
H29	191,620,000	5,695,349	3.0	はしご付消防自動車の更新・耐震性貯水槽の設置
H30	189,210,000	5,988,592	3.2	消防ポンプ自動車の更新・耐震性貯水槽の設置
H31	207,770,000	6,413,830	3.1	鳩ヶ谷分署改築事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R2	207,930,000	6,301,833	3.0	鳩ヶ谷分署改築事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R3	209,640,000	7,116,257	3.4	仮称東消防署建設事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R4	219,820,000	7,531,153	3.4	仮称東消防署建設事業・消防車両更新・耐震性貯水槽の設置
R5	233,580,000	8,820,029	3.8	消防指令システム・無線設備等更新事業、消防自動車購入費 他
R6	255,460,000	7,448,364	2.9	南消防署機能移転事業、消防自動車購入費 他



令和5年度職員教養・研修実施結果一覧表（その1）

研修名		研修名	
消 防 大 学 校		救 急 救 命 士	
警防科（第113期）	1	救急救命士養成事前教育訓練（第1回）	1
高度救助・特別高度救助コース（第13回）	1	救急救命士養成事前教育訓練（第2回）	2
査察マネジメントコース（第7回）	1	救急救命士養成事前教育訓練（第3回）	1
埼 玉 県 消 防 学 校		救急救命士養成教育（東京第64期）	1
初任教育（第147期）	15	救急救命士養成教育（東京第65期）	1
初任教育（第148期）	14	救急救命士養成教育（埼玉第24期）	2
救急科（第150期）	7	特別教育訓練（第1回ビデオ喉頭鏡による気管挿管追加講習）	3
救急科（第151期）	7	当別教育訓練（第2回ビデオ喉頭鏡による気管挿管追加講習）	5
救急科（第152期）	7	特別教育訓練（指導救命士養成研修）	2
救助科（第37期）	4	消 防 局	
警防科（第19期）	5	新規採用職員配置前研修	16
火災調査科（第10期）	5	新規採用職員に対する研修	16
初級幹部科（第51期）	4	機関員養成講習	22
実火災訓練教育（第17回）	2	救助技術研修	17
実火災訓練教育（第18回）	2	専任機関員講習	28
実火災訓練教育（第19回）	2	新任指令管制配置前教育研修	10
実火災訓練教育（第20回）	2	火災調査業務に伴う事前研修	31
警防活動教育（第18回）	6	評価者研修	18
実科指導員教育（第27回）	2	ハラスメント研修	55
幹部特別教育（第299回）	1	新規運用救急救命士に対するプロトコール研修会	19

令和5年度職員教養・研修実施結果一覧表（その2）

研修名		研修名	
資格取得等研修		市役所	
中型自動車運転免許取得講習	16	自治体法務研修（基礎）	4
大型自動車運転免許取得講習	6	自治体法務研修（中級）	2
特殊小型船舶操縦士免許取得講習	4	法務能力向上のための特別セミナー	1
2級小型船舶操縦士免許取得講習	2	情報公開・個人情報保護研修会	5
潜水土（受験準備講習会・国家試験）	2	人権問題講座	3
潜水技術研修	2	電話応対基礎講座	6
PWCレスキュー（ドライバー・グラバー）レベル1講習	4	次年度定年延長者研修	14
玉掛け技能講習	2	認知症サポーター養成講座	9
小型移動式クレーン運転技能講習	2	不当要求防止責任者講習会	6
酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習	2	不当要求対応実戦型研修	3
主任無線従事者講習会	4	職員IT（アプリケーション基本操作）研修	4
予防技術検定	25	ホームページ操作研修	13
危険物取扱者保安講習	2	苦情対応研修	3
衛生推進者養成講習	1	公務員のデザイン作成講座	1
消防職員安全衛生研修会	5	人を動かすコミュニケーション研修	3
正副安全運転管理者法定講習	8	メンタルセルフケア研修会	7
消防・救急緊急自動車運転技能者課程	2	彩の国さいたま人づくり広域連合 「面接スキル向上」	1
消防活動用無人偵察システム飛行認定者育成研修	8	RPA操作研修（プログラム入門）	3
テールゲートリフター操作業務に係る特別教育	4		

職員配置状況

令和6年4月1日現在

		正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	事務職員	合計
消防局	消防長	1									1
	消防総務課			3	4	9	3	3		2	24
	予防課		1	1	3	12	5	1			23
	警防課		1	2	2	4	3				12
	救急課		1	1	1	4					7
	指令課		1	1	4	22	1	1		1	31
	小計	1	4	8	14	51	12	5	0	3	98
消防南署	署長		1								1
	南署管理課		1	1	1	3	2	1			9
	南署消防課			7	5	16	10	9	5		52
	横曽根分署			1	4	10	8	7	6		36
	青木分署			1	3	7	7	3	8		29
	南平分署			1	5	16	9	10	9		50
	小計		2	11	18	52	36	30	28		177
消防北署	署長		1								1
	北署管理課		1		3	2	1				7
	北署消防課			7	3	20	7	11	7		55
	上青木分署			1	4	7	6	5	6		29
	神根分署			1	3	7	6	5	5		27
	伊刈分署			1	3	5	8	4	5		26
	芝園分署			1	4	7	4	3	7		26
	小計		2	11	20	48	32	28	30		171
消防東署	署長		1								1
	東署管理課		1		2	2	3				8
	東署消防課			7	7	24	13	9	2		62
	新郷分署			1	4	6	7	4	3		25
	安行分署			1	4	8	6	2	4		25
	戸塚分署			1	3	7	4	4	7		26
	小計		2	10	20	47	33	19	16		147
合計		1	10	40	72	198	113	82	74	3	593

年度別職員数

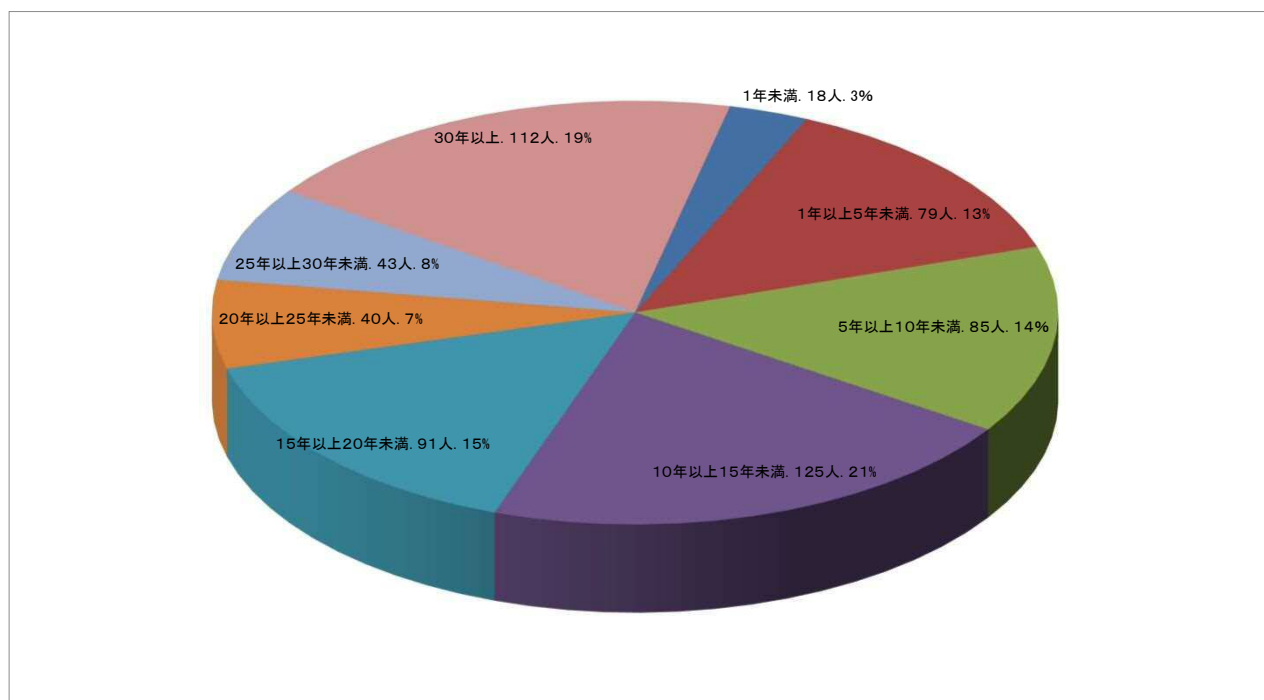
	人口	定数	実数	職員1人あたりの人口
27年度	590,209	556	540	1,093
28年度	593,485	556	544	1,091
29年度	596,505	556	546	1,093
30年度	601,055	565	555	1,083
令和元年度	604,675	565	561	1,078
2年度	608,390	580	571	1,065
3年度	607,750	587	576	1,055
4年度	605,067	601	590	1,026
5年度	604,894	606	591	1,024
6年度	607,279	606	593	1,024

◎ 勤続年数別職員数

令和6年4月1日 現在

(人)

	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	事務職	人数	構成比
1 年 未 満								18		18	3%
1 年 以 上 5 年 未 満							23	56		79	13%
5 年 以 上 1 0 年 未 満						30	55			85	14%
1 0 年 以 上 1 5 年 未 満					51	69	4		1	125	21%
1 5 年 以 上 2 0 年 未 満					76	14			1	91	15%
2 0 年 以 上 2 5 年 未 満				17	23					40	7%
2 5 年 以 上 3 0 年 未 満			6	27	10					43	8%
3 0 年 以 上	1	10	34	28	38				1	112	19%
総 数	1	10	40	72	198	113	82	74	3	593	100%
平 均 (年数)	41.0	38.2	34.2	28.3	20.1	11.5	6.0	1.6	21.0	22.3	

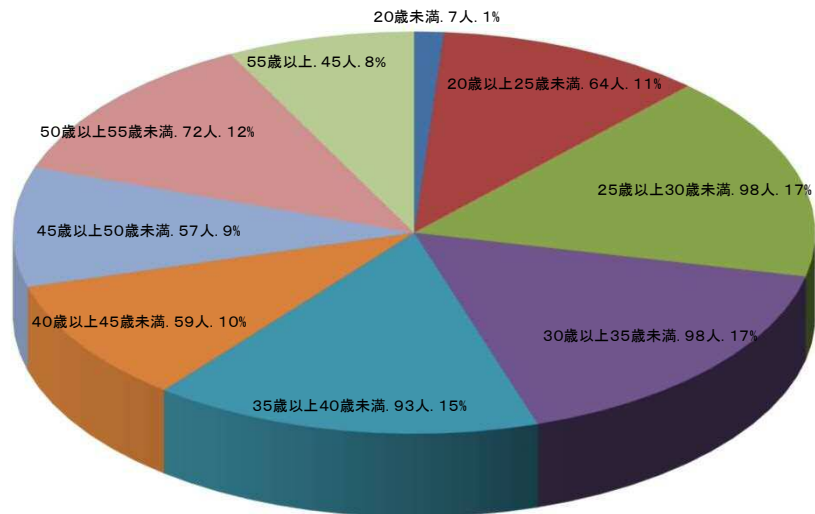


◎ 年齢別職員数

令和6年4月1日 現在

(人)

	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	事務職	人 数	構成比
2 0 歳 未 満								7		7	1%
2 0 歳 以 上 2 5 歳 未 満							18	46		64	11%
2 5 歳 以 上 3 0 歳 未 満						14	63	21		98	17%
3 0 歳 以 上 3 5 歳 未 満					30	67	1			98	17%
3 5 歳 以 上 4 0 歳 未 満					61	30			2	93	15%
4 0 歳 以 上 4 5 歳 未 満				9	48	2				59	10%
4 5 歳 以 上 5 0 歳 未 満			2	27	28					57	9%
5 0 歳 以 上 5 5 歳 未 満		1	25	29	17					72	12%
5 5 歳 以 上	1	9	13	7	14				1	45	8%
総 数	1	10	40	72	198	113	82	74	3	593	100%
平 均 (年齢)	59.0	57.1	53.7	49.6	41.8	32.9	26.1	23.0	44.6	37.6	



予 防



令和5年度第25回防火ポスターコンクール(小学校低学年の部) 金賞

火災予防

住宅防火対策の推進

国の統計によると、令和 4 年中の建物火災による死者数は 1,173 人で、火災による死者の 80.8%を占めています。建物用途別にみると、住宅での死者が 1,065 人で、建物火災による死者の 90.8%を占めています。

また、令和 4 年中の住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死亡に至った経過別にみると、逃げ遅れが 426 人と最も多くなっています。さらに、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は 731 人で、全体の 75.2%を占めています。

当市では住宅火災による死者数の低減を図るため、火災予防条例において、新築や既存住宅に関わらず平成 20 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器の設置が義務化されました。現在は、当初の設置義務化から 10 年以上経過したため、住宅用火災警報器の交換や作動確認を促しています。

また、火元を狙いやすく、高齢者や女性でも使いやすく、一般住宅で使用しやすいように開発された住宅用消火器の設置を推奨しています。

さらに、市民へは、消防訓練など各消防行事等の機会を捉えて住宅用消火器及び住宅用火災警報器設置の認知を図るため、ポスター・リーフレット、ホームページやバス車内デジタルサイネージ広報を通じて、普及と点検の広報を行なっています。

また、防火イベントの開催を通じて市民への防火意識の啓発を行い、住宅火災の発生の低減に取り組んでいます。

防火対象物の安全確保

【消防同意】

消防同意は、防火の専門的見地から建築物の新築、増築、改築、模様替え等を行うとき、その設計の段階から積極的に介入して、建築物の火災予防上の安全性を高めることを目的としています。

建築物に対して防火に関する各種法令の規定を用いて、消防用設備等や火気使用設備等の防火上の安全性及び消防活動上の観点から、幅広く審査を行っています。

【消防用設備等の指導】

消防法令及び火災予防条例では、建物等で災害が発生した場合、いち早く建物内の人々に災害を報知して消火活動や避難を促すとともに、これらが安全、かつ、確実に行われるよう建築物の関係者等に消防用設備等の設置及び維持管理を義務づけています。

この消防用設備等の設置に関して、建築物の設計段階での事前相談や設置指導をはじめ、完成検査を行い適正な消防用設備等の設置を図るとともに、設置後に消防用設備等が適正に作動するよう点検結果報告に基づいて維持管理の指導に努めています。

【適正な防火管理業務の徹底】

消防法では、多数の者が出入りし勤務し又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者は防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用、取り扱いの監督等防火管理上必要な業務等を遂行させなければならないと定められています。

危険物事故防止対策の推進

近年、全国的に危険物施設の老朽化に伴う火災・漏洩事故の増加が懸念されています。危険物事故は社会的影響力が大きいことから、事故を未然に防ぐことを目的として、危険物施設の設置・変更申請の審査、完成検査・立入検査等の実施、危険物の貯蔵・取り扱い及び運搬に関する安全性確保の指導など危険物規制事務を行なうとともに、危険物事業所における自主保安体制の強化を促し、危険物事故防止対策に努めています。



第46回事業所自衛消防隊訓練発表会（令和5年）

危険物施設数

所 属 別 施 設 別		製 造 所 数	貯 蔵 所 数								取 扱 所 数						合 計
			屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	営 業 用 給 油 取 扱 所	自 家 給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	小 計	
南 消 防 署	消 防 課	0	5	0	0	11	0	3	0	19	3	2	0	0	5	10	29
	横 曽 根 分 署	0	5	0	4	4	0	3	1	17	3	5	1	1	3	13	30
	南 平 分 署	19	40	19	3	22	0	16	3	103	9	8	0	0	28	45	167
	青 木 分 署	0	4	0	0	7	0	1	0	12	3	1	0	0	3	7	19
	小 計	19	54	19	7	44	0	23	4	151	18	16	1	1	39	75	245
北 消 防 署	消 防 課	0	1	0	1	5	0	7	0	14	2	0	0	0	3	5	19
	上 青 木 分 署	0	2	0	1	12	0	3	0	18	3	1	0	0	6	10	28
	神 根 分 署	0	2	0	1	11	0	13	2	29	6	5	0	0	8	19	48
	伊 刈 分 署	8	4	7	0	11	0	0	2	24	3	1	0	0	6	10	42
	芝 園 分 署	0	2	0	0	1	0	0	0	3	1	1	0	0	1	3	6
	小 計	8	11	7	3	40	0	23	4	88	15	8	0	0	24	47	143
東 消 防 署	消 防 課	0	14	0	1	10	0	2	0	27	5	1	0	1	5	12	39
	新 郷 分 署	1	29	1	0	17	0	10	1	58	4	10	2	0	9	25	84
	安 行 分 署	0	6	0	0	7	0	0	0	13	3	1	0	0	4	8	21
	戸 塚 分 署	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	4	0	0	3	10	13
	小 計	1	49	1	1	37	0	12	1	101	15	16	2	1	21	55	157
合 計		28	114	27	11	121	0	58	9	340	48	40	3	2	84	177	545

※営業用給油取扱所には、船舶用給油取扱所の1施設を含む

令和6年3月31日現在

危険物施設立入検査の状況

令和5年度中

所 属 別 項 目 別		立入検査実施数				立入検査結果通知書交付		
		施 設 数	休 止 施 設 数	立 入 検 査 実 施 数	実 施 率 (%)	交 付 施 設 数	交 付 率 (%)	指 摘 事 項 数
南 消 防 署	消 防 課	26	0	26	100.0	0	0.0	0
	横 曽 根 分 署	27	0	27	100.0	1	3.7	1
	南 平 分 署	167	0	167	100.0	5	3.0	8
	青 木 分 署	18	0	18	100.0	0	0.0	0
	小 計	238	0	238	100.0	6	2.5	9
北 消 防 署	消 防 課	12	0	12	100.0	1	8.3	1
	上 青 木 分 署	25	1	25	100.0	1	4.0	2
	神 根 分 署	35	0	35	100.0	2	5.7	3
	伊 刈 分 署	42	1	42	100.0	0	0.0	0
	芝 園 分 署	5	0	5	100.0	0	0.0	0
	小 計	119	2	119	100.0	4	3.4	6
東 消 防 署	消 防 課	41	0	41	100.0	2	4.9	2
	新 郷 分 署	76	3	76	100.0	3	3.9	4
	安 行 分 署	23	0	23	100.0	1	4.3	1
	戸 塚 分 署	13	0	13	100.0	1	7.7	1
	小 計	153	3	153	100.0	7	4.6	8
合 計		510	5	510	100.0	17	3.3	23

(注) 移動タンク貯蔵所を除く。

移動タンク貯蔵所立入検査結果

令和5年度中

施 設 数	検 査 実 施 数	実 施 率 (%)	指 導 件 数
55	55	100	0

危険物規制事務処理状況

令和5年度中

内 容	件数	内 容	件数
危険物製造所等設置許可	2	仮貯蔵・仮取扱承認	12
危険物製造所等変更許可	26	予防規程認可	16
完成検査（設置）	3	危険物関係違反処理	0
完成検査（変更）	29	火薬類の許可	5
完成検査前検査 （液体危険物タンク検査） 条例タンク検査	73	保安監督者等届出	147
仮使用承認	12	危険物関係各種届出	181
		合 計	506

令和6年度危険物安全週間推進標語

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球」

防火対象物建築同意事務処理状況

令和5年度中

申請 要旨	同意		小計 C (A+B)	不同意 件数 D [D≤E+F+G+H]	不同意の理由				総計 C+D
	指導無し A	指導有り B			構造 E	設備 F	避難 G	その他 H	
新築		645	645						645
増築		33	33						33
改築		1	1						1
移転									
修繕									
模様替									
用途変更		1	1						1
その他									
合計	0	680	680	0	0	0	0	0	680

防火対象物数・立入検査実施状況

令和5年度中

対 象 物		総数 (防火対象物数) (A+B+F)	地上5階 未満(地下 のみを除く) A	地上5階 以上 B	小計 (A+B)	うち地下 1階 C	うち地下 2階 D	うち地下 3階以下 E	地下のみ F	立入検査
●=特定防火対象物										
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	14	11	3	14	4				1
	ロ ● 公会堂又は集会場	133	130	3	133	6				19
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等	2	2		2					
	ロ ● 遊技場又はダンスホール	24	21	3	24	2				7
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	2	1	1	2					
	ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	8	8		8					1
(3)項	イ ● 待合、料理店 等	1	1		1					
	ロ ● 飲食店	160	159	1	160	1				25
(4)項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	429	426	3	429	12				68
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	34	13	21	34	5				41
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅	7,219	5,782	1,437	7,219	231				232
(6)項	イ ● 病院、診療所又は助産所	132	113	19	132	9	1			85
	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	186	174	12	186	8				150
	ハ ● 老人デイサービス、保育所 等	229	228	1	229	5				139
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	51	51		51	1				34
(7)項	小、中学校、高等学校、大学、各種学校	288	278	10	288	4				39
(8)項	図書館、博物館、美術館 等	5	5		5					1
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等	15	8	7	15	5				6
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	7	6	1	7	1				
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場	3	3		3		2			
(11)項	神社、寺院、教会 等	116	116		116	5				5
(12)項	イ 工場又は作業場	1,667	1,659	8	1,667	5	1			137
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	1	1		1					
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場	101	92	9	101	7	2			1
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫									
(14)項	倉庫	1,146	1,136	10	1,146	6				93
(15)項	全各項に該当しない事業所	937	875	60	935	69	10	1	2	88
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物	1,367	1,021	346	1,367	122	11	1		276
	ロ イに掲げる以外の複合用途防火対象物	1,152	956	196	1,152	48	4	1		54
16の2項	● 地下街									
16の3項	● 準地下街									
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物	14	14		14	1				7
合 計		15,443	13,290	2,151	15,441	557	31	3	2	1,509

※ 防火対象物数は令和6年3月31日現在

甲種防火対象物防火管理者選任状況

令和6年3月31日現在

対 象 物		該当防火 対象物数	管理権原が単一の対象物			管理権原が2以上に分かれている対象物										
			対象物数	防火 管理者 届出済 対象物数	消防計画 届出済 対象物数	対象物数 B [B≥ C+D+E]	防火管理者の選任が完全実施されているもの						部分的に防火管理者の 選任がなされているもの			
							全管理権原者が 共同して1人の 防火管理者を 選任している 対象物数	防火管理者が2人以上 選任されているもの		消防計画		対象 物数	届出済防火管理者数		一部分の 消防計画 届出済 防火 対象物数	
								対象 物数	届出済防火管理者数	全体の 消防計画 届出済 対象物数	一部分の 消防計画 届出済 対象物数		令第3条 第3項 非該当	令第3条 第3項 該当		
●＝特定防火対象物		[A+B]	A				C	D				E				
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	5	5	5	5											
	ロ ● 公会堂又は集会場	58	58	55	51											
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等	1				1										
	ロ ● 遊技場又はダンスホール	22	19	18	18	3	1	1	3		2	1	1		1	
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	2	2	2	2											
	ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	7	7	7	7											
(3)項	イ ● 待合、料理店 等															
	ロ ● 飲食店	88	86	74	71	2		1	3		1	1	2		1	
(4)項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	219	208	175	164	11	1	4	9		5	6	7		6	
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	29	29	26	26											
	ロ ● 寄宿舎、下宿又は共同住宅	1,128	1,095	723	675	33	3	7	16		8	9	10		8	
(6)項	イ ● 病院、診療所又は助産所	47	46	43	43	1		1	2		1					
	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	161	158	155	155	3		2	4		2	1	1		1	
	ハ ● 老人デイサービス、保育所 等	147	143	134	131	4		3	6		3					
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	37	37	35	35											
(7)項	小、中学校、高等学校、大学、各種学校	91	90	83	79	1		1	2		1					
(8)項	図書館、博物館、美術館 等	3	3	3	3											
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等	14	10	10	10	4		4	8		4					
	ロ ● イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	4	4	3	3											
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場	2	2	2	1											
(11)項	神社、寺院、教会 等	40	40	21	18											
(12)項	イ ● 工場又は作業場	74	73	57	52	1		1	3		1					
	ロ ● 映画スタジオ又はテレビスタジオ															
(13)項	イ ● 自動車車庫又は駐車場	1	1	1	1											
	ロ ● 飛行機又は回転翼航空機の格納庫															
(14)項	倉庫	43	41	30	28	2		2	5		2					
(15)項	全各項に該当しない事業所	151	147	116	115	4	1				1	2	5		2	
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物	738	379	276	251	359	30	94	538	33	100	150	331	24	129	
	ロ ● イに掲げる以外の複合用途防火対象物	166	94	60	44	72	12	8	18	5	20	26	39		22	
16の2項	● 地下街															
16の3項	● 準地下街															
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物	1	1	1	1											
合 計		3,279	2,778	2,115	1,989	501	48	129	617	38	151	196	396	24	170	
※ 甲種防火対象物（特定防火対象物で延べ面積300㎡以上、非特定防火対象物で延べ面積500㎡以上）で、収容人員が特定防火対象物で30人以上、非特定防火対象物で50人以上のもの。																

乙種防火対象物防火管理者選任状況

令和6年3月31日現在

対 象 物		●＝特定防火対象物	該当防火 対象物数 [A+B]	管理権原が単一の対象物			管理権原が2つ以上に分かれている対象物								
				対象物数 A	防火管理者 届出済 対象物数	消防計画 届出済 対象物数	対象物数 B [B≧C+D+E]	防火管理者の選任が完全実施されているもの				部分的に防火管理者の 選任がなされているもの			
								全管理権原者が 共同して1人の 防火管理者を 選任している 対象物数 C	防火管理者が2人以上 選任されているもの		消防計画		対象物数 E	届出済 防火管 理者数	一部分の 消防計画 届出済 防火対象物数
									対象物数 D	届出済 防火管 理者数	全体の消防 計画届出済 対象物数	一部分の消防 計画届出済 防火対象物数			
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ ● 公会堂又は集会場		60	43	40										
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等	1	1												
	ロ ● 遊技場又はダンスホール														
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等														
	ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	1	1	1	1										
(3)項	イ ● 待合、料理店 等	1	1	1	1										
	ロ ● 飲食店	51	51	42	42										
(4)項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	59	59	19	17										
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所														
	ロ ● 寄宿舍、下宿又は共同住宅	27	27	19	12										
(6)項	イ ● 病院、診療所又は助産所														
	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等														
	ハ ● 老人デイサービス、保育所 等	16	16	15	15										
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校														
(7)項	小、中学校、高等学校、大学、各種学校														
(8)項	図書館、博物館、美術館 等														
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等														
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	2	2	1	1										
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場														
(11)項	神社、寺院、教会 等	20	20	10	8										
(12)項	イ 工場又は作業場														
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ														
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場														
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫														
(14)項	倉庫														
(15)項	全各項に該当しない事業所	26	24	10	9	2									
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物	113	73	36	32	40	6	1	2	7		14	20	6	
	ロ イに掲げる以外の複合用途防火対象物	19	13	6	2	6	1			1		2	2	2	
16の2項	● 地下街														
16の3項	● 準地下街														
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物	1	1	1	1										
合 計		397	349	204	181	48	7	1	2	8		16	22	8	

※ 乙種防火対象物（特定防火対象物で延べ面積300㎡未満、非特定防火対象物で延べ面積500㎡未満）で、収容人員が特定防火対象物で30人以上、非特定防火対象物で50人以上のもの。

※ (16) 項イ及び(16の2) 項の防火対象物は、(6) 項ロの用途部分を除くもの。

消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況

令和5年度中

対 象 物		訓練実施対象物数				統括防火管理				
		消火訓練		避難訓練		対象物数	統括防火管理者 選任届出対象物数		全体についての 消防計画届出 対象物数	
		1回 実施	2回以上 実施	1回 実施	2回以上 実施		高層	高層	高層	高層
●＝特定防火対象物										
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1	4	1	4					
	ロ ● 公会堂又は集会場	9	32	9	32	1				
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等					1				
	ロ ● 遊技場又はダンスホール	3	13	3	13	2		1		1
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等		2		2					
	ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	1	6	1	6					
(3)項	イ ● 待合、料理店 等									
	ロ ● 飲食店	23	37	24	41	2				
(4)項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	40	100	31	109	4		1		1
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	7	12	7	12					
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅					23		4		2
(6)項	イ ● 病院、診療所又は助産所	12	17	9	19	2		1		1
	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	46	107	44	113	2		1		1
	ハ ● 老人デイサービス、保育所 等	78	102	64	120	1				
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	10	17	9	22					
(7)項	小、中学校、高等学校、大学、各種学校					1				
(8)項	図書館、博物館、美術館 等									
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等		12		12	4		4		4
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場									
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場									
(11)項	神社、寺院、教会 等									
(12)項	イ 工場又は作業場					2		1		1
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ									
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場									
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫									
(14)項	倉庫									
(15)項	全各項に該当しない事業所					3				
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物	101	220	97	235	375	53	141	34	140
	ロ イに掲げる以外の複合用途防火対象物					65	14	14	7	14
16の2項	● 地下街									
16の3項	● 準地下街									
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物									
合 計		331	681	299	740	488	67	168	41	165

※ 統括防火管理実施状況は、令和6年3月31日現在

※ 色付の欄は、届出義務が無いもの

消防用設備等の点検結果報告実施状況

対 象 物		点検を要する防火対象物			報告済防火対象物			点検指定対象物					
		総数 A [B+C] [A≥D]	1000㎡未満 B	1000㎡以上 C	総数 D [E+F]	1000㎡未満 E	1000㎡以上 F	要点検対象物			報告済対象物		
								1000㎡以上	特定一 階段等	1000㎡未満 特定一 階段等	1000㎡以上	特定一 階段等	1000㎡未満 特定一 階段等
●＝特定防火対象物													
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	14	5	9	8	2	6	9			6		
	ロ ● 公会堂又は集会場	135	110	25	78	55	23	25		1	23		
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等	2	2							1			
	ロ ● 遊技場又はダンスホール	23	11	12	18	8	10	12			10		
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	2	2		2	2				2			2
	ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等	8	6	2	7	5	2	2			2		
(3)項	イ ● 待合、料理店 等	1	1										
	ロ ● 飲食店	155	152	3	103	100	3	3		3	2		1
(4)項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	397	292	105	294	207	87	105	1		85		
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	36	16	20	28	11	17	20	1	5	16	1	3
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	6,550	5,012	1,538	3,656	2,318	1,338	1,486			1,307		
(6)項	イ ● 病院、診療所又は助産所	118	78	40	82	49	33	40	1		32		
	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	174	69	105	152	58	94	105	1	2	86	1	2
	ハ ● 老人デイサービス、保育所 等	241	220	21	193	174	19	21		2	16		
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	46	23	23	43	21	22	23			22		
(7)項	小、中学校、高等学校、大学、各種学校	273	72	201	154	21	133	197			132		
(8)項	図書館、博物館、美術館 等	5	3	2	4	3	1	2			1		
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等	15	13	2	11	10	1	2		4	1		3
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	7	6	1	0			1					
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場	3	1	2	3	1	2	2			2		
(11)項	神社、寺院、教会 等	96	85	11	40	31	9	11			9		
(12)項	イ 工場又は作業場	1,547	1,224	323	560	359	201	299			185		
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	1	1										
(13)項	イ 自動車車庫又は駐車場	101	45	56	42	11	31	55			30		
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫												
(14)項	倉庫	1,047	756	291	457	256	201	279			194		
(15)項	全各項に該当しない事業所	792	597	195	361	219	142	193			141		
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物	1,259	934	325	673	398	275	325	10	15	264	8	10
	ロ イに掲げる以外の複合用途防火対象物	971	802	169	369	232	137	162			133		
16の2項	● 地下街												
16の3項	● 準地下街												
(17)項	重要文化財、重要美術品として認定された建造物	13	12	1	7	6	1	1			1		
合 計		14,032	10,550	3,482	7,345	4,557	2,788	3,380	14	35	2,700	10	21

※ 点検を要する防火対象物は、令和6年3月31日現在

※ 報告済防火対象物は、特定防火対象物にあっては令和5年度中とし、非特定防火対象物にあっては令和3年～令和5年度中の合計

※ 点検指定対象物は、点検を要する防火対象物のうち、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検をしなければならない防火対象物の数

※ 特定一階段等とは、特定用途が3階以上の階または地階に存し、避難階または地上に直通する階段が2（屋外階段は1）以上設けられていないもの

防火対象物定期点検結果報告等の実施状況

対 象 物		該当防火対象物数				全ての管理権原が 点検結果報告済の防火対象物数						全ての管理権原が 特例認定済の防火対象物数				管理権原毎の 点検結果報告 件数		管理権原毎の 認定件数	
		A [A≥B+C]				B						C				D		E	
		第1号該当		第2号該当		第1号該当		第2号該当		第1号該当		第2号該当		第1号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当
		複数 権原	複数 権原	複数 権原	複数 権原	基準 適合	複数 権原	基準 適合	複数 権原	基準 適合	複数 権原	基準 適合	複数 権原	基準 適合	複数 権原	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当
●＝特定防火対象物																			
(1)項	イ ● 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	5										1							
	ロ ● 公会堂又は集会場	32		3		4	3					4				4		2	
(2)項	イ ● キャバレー、カフェ、ナイトクラブ 等			1	1														
	ロ ● 遊技場又はダンスホール	15	1			1	1					2				3		1	
	ハ ● 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1		1															
	ニ ● カラオケボックス、個室ビデオ等																		
(3)項	イ ● 待合、料理店 等																		
	ロ ● 飲食店			7															
(4)項	● 百貨店、マーケット、展示場 等	57	7	3		17	15					1				33	2	2	
(5)項	イ ● 旅館、ホテル又は宿泊所	1		7					1	1							5		
(6)項	イ ● 病院、診療所又は助産所	11		3		2	2									6			
	ロ ● 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	6		3		1	1		2	2						1	2		
	ハ ● 老人ディサービス、保育所 等	2		3												1			
	ニ ● 幼稚園又は特別支援学校	15		1		3	2		1	1		1				5	1		
(9)項	イ ● 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等	4	1	7	2				2	2	1					2	4		
(16)項	イ ● 特定用途部分を有する複合用途防火対象物	118	85	64	45	27	6	5	4	1		1	0	1		250	10	3	
16の2項	● 地下街																		
合 計		267	94	103	48	55	30	5	10	7	1	10	0	1	0	305	24	8	0

※ 全ての管理権原が点検報告済の防火対象物数、全ての管理権原が特例認定済の防火対象物数、管理権原毎の点検報告件数、管理権原毎の認定件数については、令和5年度中

※ 該当防火対象物数については、令和6年3月31日現在

※ 第1号該当とは、特定防火対象物で収容人員が300人以上のもの

※ 第2号該当とは、法第8条第1項の防火対象物で特定一階段等のもの

1 火災の概況

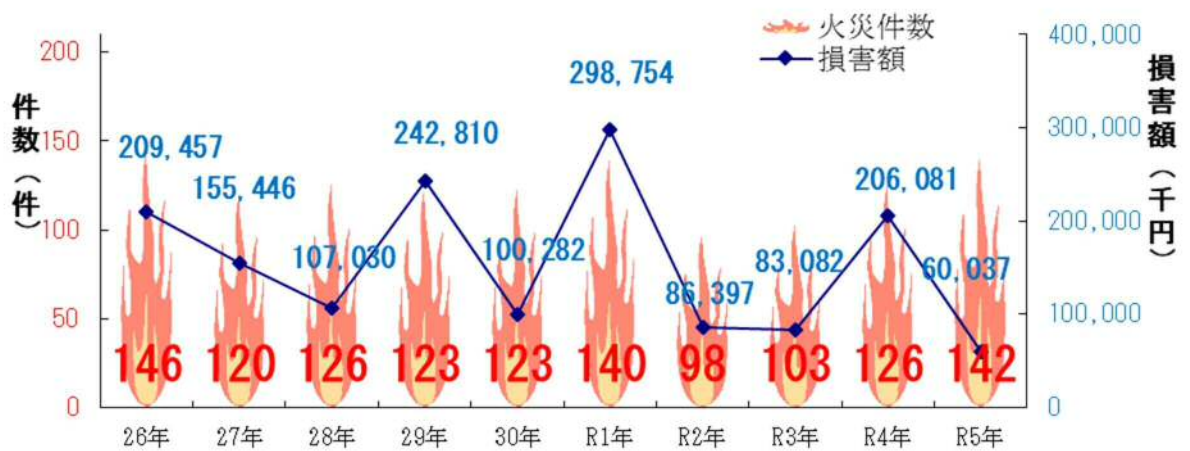
1 火災件数

市内で発生した火災件数は142件です。この件数は市内において約2.6日に1件の割合で火災が発生したことになります。

また、過去10年間の平均件数は年間125件であり、平均件数を上回ったことになります。

さらに、過去10年間の平均損害額は154,937千円であり、平均損害額を大幅に下回ったことになります。

過去10年の火災件数推移

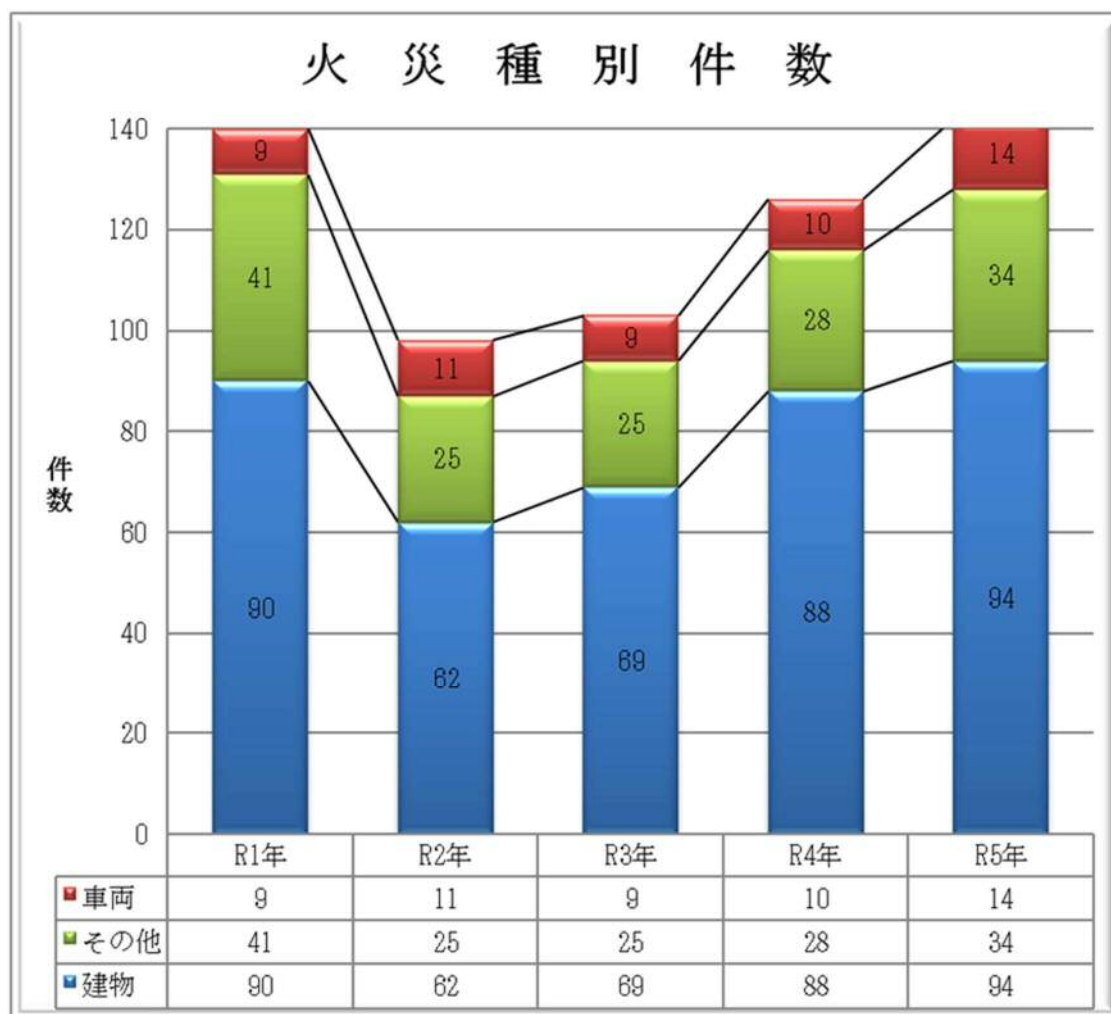


	火災件数						焼損棟数(類焼含む)					り災	焼損面積	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)
	合計	建物	車両	船舶	航空機	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	世帯数	床面積(㎡)			
												人員	表面積(㎡)			
R1年	140	90	9	0	0	41	143	14	9	51	69	122	2,816	298,754	7	35
												290	878			
R2年	98	62	11	0	0	25	95	13	4	17	61	73	1,676	86,397	5	21
												164	196			
R3年	103	69	9	0	0	25	100	11	6	24	59	79	1,043	83,082	4	21
												176	371			
R4年	126	88	10	0	0	28	113	10	8	32	63	85	1,884	206,081	10	17
												171	568			
R5年	142	94	14	0	0	34	123	12	6	31	74	106	1,544	60,037	5	21
												200	782			
前年比	16	6	4	0	0	6	10	2	-2	-1	11	21	-340	-146,044	-5	4
												29	214			

2 火災種別

火災種別ごとにみると、建物火災が94件（66％）であり、全体の半数以上を占めています。

※その他（船舶・航空機含む）



3 焼損程度

建物火災を焼損程度別（類焼含む）にみると、全体で123棟焼損し、前年と比べ10棟増加しています。

焼損棟数を建物火災件数で除すると、建物火災1件あたり約1.3棟焼損しています。

	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
R1年	143	14	9	51	69
R2年	95	13	4	17	61
R3年	100	11	6	24	59
R4年	113	10	8	32	63
R5年	123	12	6	31	74
比較	10	2	-2	-1	11

2 火災による死傷者状況

1 火災による死者

火災による死者は5人で、前年に比べると5人減少しています。

また、5人すべてが建物火災で発生しています。

火災種別死者数							死者区分						死者の職業									
合 計	建物 火災	林野 火災	車両 火災	船舶 火災	航空機 火災	その他の火災	合 計	消防 吏員	消防 団員	応急消火義務者	消防協力者	その他・自損	合 計	会社員・公務員	自営業	農業	児童・学生	乳幼児	主婦	無職	その他・不明	
5	5						5			3		2	5	1							4	

年 齢 区 分										性別		死 因						
合 計	下明・0 ～5歳	6歳 ～ 20歳	21歳 ～ 30歳	31歳 ～ 40歳	41歳 ～ 50歳	51歳 ～ 60歳	61歳 ～ 70歳	71歳 ～ 80歳	81歳 以上	男	女	合 計	一中毒・窒息 酸化炭素	火 傷	打撲・骨折	自 殺	その他	不明
5						1			4	2	3	5	2	1				2

2 火災による負傷者

火災による負傷者は21人で、前年と比べると4人増加しています。

また、負傷者の多くは建物火災で発生しており、火炎、煙及び飛散物等により受傷しています。

火災種別負傷者数						年 齢 区 分										性別区分		
合 計	建物 火災	車両 火災	船舶 火災	航空機 火災	その他 の火災	合 計	下 明・0 ～5歳	6 歳～ 20歳	21 歳～ 30歳	31 歳～ 40歳	41 歳～ 50歳	51 歳～ 60歳	61 歳～ 70歳	71 歳～ 80歳	81 歳以上	合 計	男 性	女 性
21	19	2				21			3	3	4	3	4	2	2	21	13	8

受傷の原因	人 数
火災にあおられる、高温の物質に接触	14
煙を吸う	6
飛散物、擦過	
放射熱	
その他	1
合 計	21

3 出火原因状況

出火原因別にみると、「その他・不明」を除くワースト3は「たばこ」・「こんろ」・「放火（疑い含む）」であり、近年、たばこ及びこんろによる火災が増加しています。

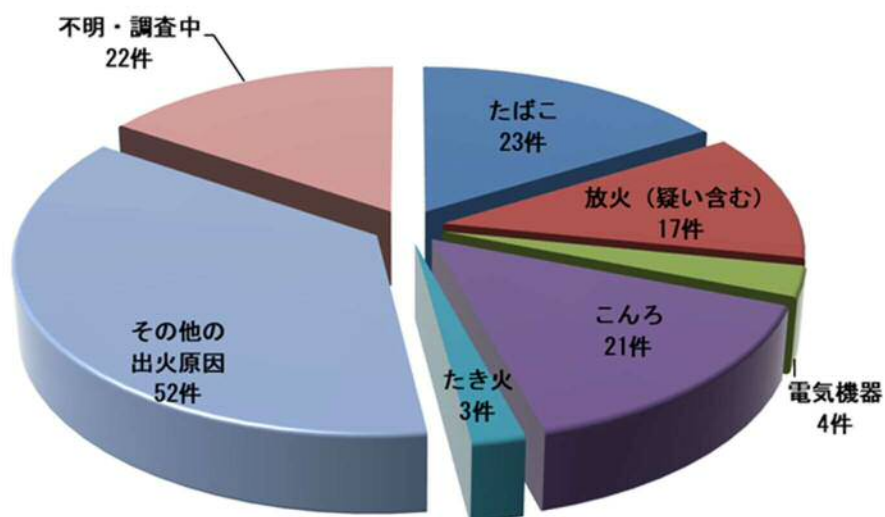
「たばこ」・・・・・・・・・・【16.2%】

「こんろ」・・・・・・・・・・【14.8%】

「放火（疑い含む）」・・・・【12.0%】

※合計件数に対する割合

	合計	たばこ	こんろ	放火（疑い含む）	ストーブ	電気機器	電灯・電話等の配線	配線器具	火あそび	たき火	排気管	電気装置	炉	焼却炉	溶接機・切断機	内燃機関	マッチ・ライター	その他	不明
令和5年	142	23	21	17	4	4	0	5	4	3	1	1	2	0	1	0	2	32	22
令和4年	126	17	11	16	3	12	6	6	2	7	0	3	1	0	3	0	2	30	7
比較	16	6	10	1	1	-8	-6	-1	2	-4	1	-2	1	0	-2	0	0	2	15



消防関連制度

川口市消火器消火薬剤の詰替え等に関する制度（令和4年4月1日施行）

消火器を市内における火災の消火に使用した場合に、消火薬剤の詰替え等は無償で行うことにより、初期消火体制の推進を図り、もって延焼を防止することを目的とするものです。

対象となる消火器の使用区分は・・・・・・・・

市内における火災の消火に使用したもの（火災が発生した消防対象物の所有者、管理者及び占有者並びに火災を発生させた者及び火災の発生に直接関係がある者が所有し、管理し、又は占有する消火器は除きます）

対象となる消火器の種別は・・・・・・・・

- ① 粉末消火器 4 型以上 20 型以下
- ② そのほか、市長が特に必要と認めるもの

※ 令和5年度中の実績は、7件の事案が発生し、消火器を4本支給、12本の薬剤詰替えを行い、初期消火体制の充実強化を図りました。

川口市防火防災訓練補償制度（平成13年9月27日改正施行）

市又は民間防災組織が行う防火防災訓練その他これらに準ずる防火防災訓練に参加した者が、当該訓練中の事故により死亡、又は障害を受けて入院をした場合において行う災害補償制度です。

補償の対象となる防火防災訓練

- ① 市が行う防火防災訓練で市内の民間防災組織が参加したもの。
- ② 民間防災組織が自主的に行う防火防災訓練で、川口市長に防火防災訓練計画届出書の提出があったもの。
- ③ ①、②に準ずる方法により実施した防火防災訓練で市内の町会・自治会または婦人会等が防火防災訓練に参加したもの。

2024年度全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

警

防



警 防

市民生活の安全を確保し安心を高めるために、消防部隊を効率的に運用し災害発生時に迅速な人命救助・消火活動を展開するための消火訓練や救出訓練を計画的に実施しています。

また、令和5年度に発足した「特別消火隊」を中心に新たな消火戦術の習得及び活動戦術の普及を図るとともに、常に消防活動の充実強化を推進しています。

消防活動を行う上で必要不可欠な消防水利については、関係部局と連携を図りながら、国が定める「消防水利の基準」に基づき消火栓の整備を計画的に進め、震災時などに消火栓が使用不能なることを考慮した、耐震性貯水槽の整備や自然水利の開発確保を計画的に進めています。

更に、消防活動を行う上で消防水利と共に不可欠な消防自動車についても、変化する消防需要に的確に対応し、大規模・複雑多様化する災害から迅速に人命を救助するための水槽付消防ポンプ自動車などの整備を積極的に推進しています。



～ 特別消火小隊とさいたま市消防局見沼消防署との合同訓練 ～

1 警防活動状況

(▲減)

種別			項目	出場件数			出場車両			出場部隊			出場人員		
				R5	R4	前年比	当年	前年	前年比	当年	前年	前年比	当年	前年	前年比
火災		建物	94	87	7	926	849	77	926	849	77	2,985	2,688	297	
		林野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		車両	14	10	4	83	67	16	83	67	16	280	211	69	
		船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	34	29	5	293	171	122	293	171	122	943	557	386	
		小計	142	126	16	1,302	1,087	215	1,302	1,087	215	4,208	3,456	752	
	応援	28	13	15	67	13	54	67	13	54	231	48	183		
合計			170	139	31	1,369	1,100	269	1,369	1,100	269	4,439	3,504	935	
その他の災害	危険排除	電気	8	6	2	27	32	▲ 5	27	32	▲ 5	84	99	▲ 15	
		ガス	4	4	0	4	4	0	4	4	0	14	14	0	
		危険物	124	117	7	148	144	4	148	144	4	537	537	0	
		その他	78	59	19	255	133	122	255	133	122	833	461	372	
		小計	214	186	28	434	313	121	434	313	121	1,468	1,111	357	
	誤認・誤報	493	383	110	796	727	69	796	727	69	2,761	2,539	222		
	いたづら	13	5	8	15	5	10	15	5	10	52	15	37		
	水災	19	3	16	19	4	15	19	4	15	65	15	50		
	救急支援	1,259	1,097	162	1,262	1,099	163	1,262	1,099	163	4,727	4,130	597		
	その他	157	130	27	309	257	52	309	257	52	1,058	908	150		
	小計	2,155	1,804	351	2,835	2,405	430	2,835	2,405	430	10,131	8,718	1,413		
	応援	32	34	▲ 2	88	109	▲ 21	88	109	▲ 21	306	373	▲ 67		
合計			2,187	1,838	349	2,923	2,514	409	2,923	2,514	409	10,437	9,091	1,346	

2 消防水利現況

消防水利状況

消防水利の整備充実を図るため、大地震時においても使用可能な耐震性貯水槽を設置している。
また、都市化の発展に伴い、水道施設の整備進行に併せて、令和5年度は、9基の消火栓を増設した。

(令和6年4月1日現在)

種別			所 属	南消防署					北消防署					東消防署					總 合 計
				消 防 課	横 曽 根 分 署	青 木 分 署	南 平 分 署	小 計	消 防 課	上 青 木 分 署	神 根 分 署	伊 刈 分 署	芝 園 分 署	小 計	消 防 課	新 郷 分 署	安 行 分 署	戸 塚 分 署	
防 火 水 槽	公 設	100㎡以上	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	25 (25)
		60㎡～100㎡未満	17 (7)	6 (5)	6 (6)	12 (12)	41 (30)	3 (3)	10 (10)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	22 (22)	3 (3)	5 (5)	4 (4)	16 (16)	28 (28)	91 (80)
		40㎡～60㎡未満	30 (4)	26 (4)	10 (2)	15 (8)	81 (18)	4 (4)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	2 (2)	12 (10)	29 (1)	5 (4)	4 (2)	6 (5)	44 (12)	137 (40)
		20㎡～40㎡未満	14 (0)	29 (0)	29 (0)	39 (2)	111 (2)	43 (0)	49 (2)	97 (5)	32 (2)	31 (1)	252 (10)	15 (0)	86 (3)	112 (4)	89 (9)	302 (16)	665 (28)
		20㎡未満	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	7 (0)	17 (0)
		小計	63 (12)	65 (11)	46 (9)	66 (22)	240 (54)	51 (7)	61 (13)	110 (11)	38 (8)	35 (5)	295 (44)	71 (23)	97 (12)	120 (10)	112 (30)	400 (75)	935 (173)
	私 設	100㎡以上	5	7	0	4	16	0	4	4	0	1	9	8	0	0	1	9	34
		60㎡～100㎡未満	11	7	2	8	28	1	8	10	1	1	21	6	1	0	1	8	57
		40㎡～60㎡未満	60	36	25	44	165	6	12	28	5	8	59	68	14	11	20	113	337
		20㎡～40㎡未満	187	179	153	131	650	76	56	52	44	28	256	14	90	49	214	367	1273
		20㎡未満	4	4	3	3	14	2	3	2	1	0	8	0	3	0	1	4	26
		小計	267	233	183	190	873	85	83	96	51	38	353	96	108	60	237	501	1727
消 火 栓	公 設	地上式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	5	
		地下式	323	450	346	809	1928	415	533	681	377	263	2269	720	740	552	894	2906	7103
		小計	323	450	346	809	1928	415	533	681	377	263	2269	725	740	552	894	2911	7108
	私 設	地上式	0	0	0	42	42	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	44
		地下式	0	0	1	0	1	0	0	4	0	0	4	4	0	2	1	7	12
		小計	0	0	1	42	43	0	0	4	0	0	4	6	0	2	1	9	56
そ の 他	プール		6	6	6	13	31	4	7	9	4	4	28	9	6	6	9	30	89
	池		0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	
	その他		0	3	2	3	8	0	1	0	2	0	3	0	1	0	0	1	12
	小計		6	9	9	17	41	4	8	9	6	4	31	9	8	6	9	32	104
総合計			659	757	585	1124	3125	555	685	900	472	340	2952	907	953	740	1253	3853	9930

※防火水槽欄中（ ）内は、耐震性貯水槽を示す。

救 助

1 救助隊の編成状況

本市の救助業務は、昭和 42 年 8 月に 24m 級はしご車を配備し、救助隊として発足したことから始まり、社会情勢の急激な発展に伴う災害の複雑多様化に対応するため、昭和 47 年 4 月に特別救助隊を発足しました。その後、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）の施行に伴い、順次救助隊を配備して現在の体制の基礎を整備しました。更に、地震等の大規模災害や通常の消防力では対応が困難な災害に備え、平成 26 年 4 月 1 日に高度救助隊、令和 2 年 4 月 1 日に特別高度救助隊を発足しました。

現在は、救助工作車 3 台、はしご車 2 台、屈折はしご車 1 台、特殊災害対応自動車 1 台、コンテナ式多用途資機材搬送車 1 台、クレーン付き資機材搬送車 1 台、支援車 1 台、消防ポンプ自動車 2 台を、特別高度救助隊 1 隊、高度救助隊 1 隊、特別救助隊 1 隊及び救助隊 3 隊の総勢 68 名で運用しています。

～ 川口市北スポーツセンターを使用した訓練 ～



2 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ平成 7 年 6 月に創設されました。国内において大規模災害や特殊災害等が発生した際、消防庁長官による出動の求め又は指示に基づき、災害発生地域や災害種別に応じ緊急消防援助隊が編成され出動します。

埼玉県における緊急消防援助隊の登録隊数は、287 隊（令和 6 年 4 月 1 日現在）であり、このうち当市の登録状況は、県大隊指揮隊 1 隊、救助小隊 1 隊、救急小隊 6 隊、消火小隊 6 隊、後方支援小隊 3 隊、特殊災害小隊 3 隊及び特殊装備小隊 1 隊の計 21 隊 81 名（重複登録 3 隊、計 18 隊 70 名）を登録しています。

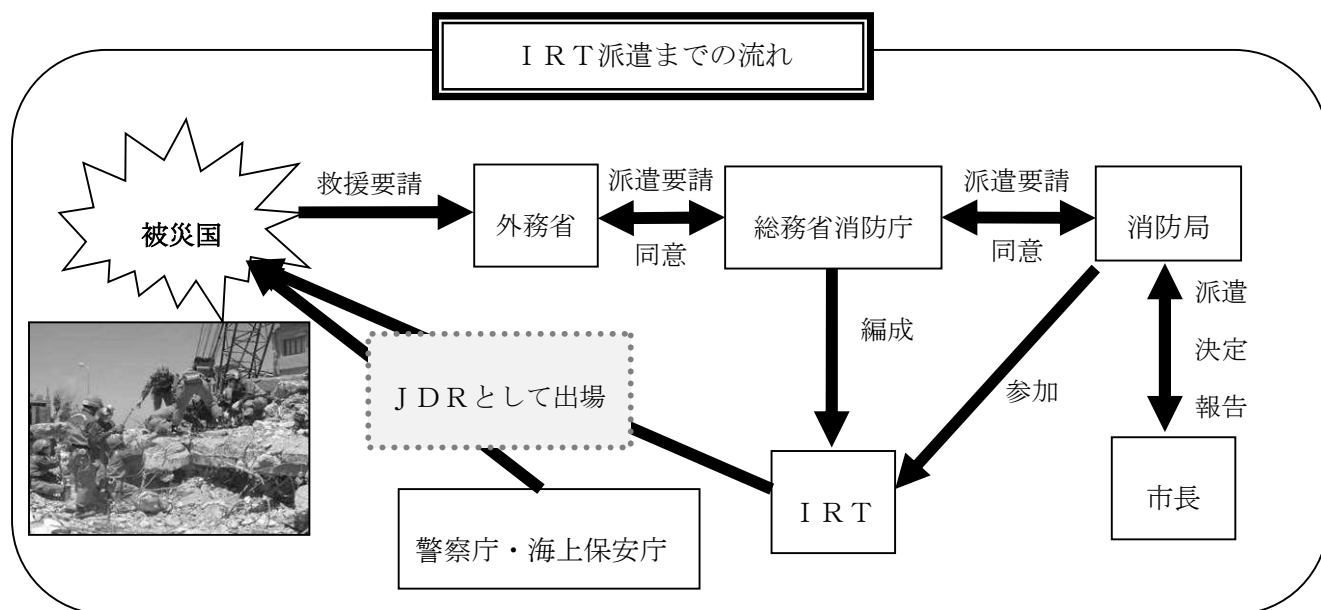
【本市緊急消防援助隊の活動実績】

平成 16 年 7 月 13 日	新潟県・福島豪雨災害	(新潟県三条市へ派遣)
平成 16 年 10 月 23 日	新潟県中越地震災害	(新潟県小千谷市へ派遣)
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震災害	(岩手県陸前高田市へ派遣)
平成 23 年 3 月 26 日	東北地方太平洋沖地震災害	(福島県本宮市へ派遣)
平成 27 年 9 月 10 日	関東・東北豪雨災害	(茨城県常総市へ派遣)

3 国際消防救助隊（I R T－J F：International Rescue Team of Japan Fire-Service）

昭和 60 年にコロンビアのネバド・デル・ルイス火山が噴火する災害が発生し多くの尊い命が失われました。その経験を基に、自治省消防庁（現在の総務省消防庁）において、国外で大規模災害が発生した際に消防本部から救助隊を派遣する制度について検討された結果、国内各自治体の高度な救助技術を持つ救助隊を迅速に被災地へ派遣し救助活動にあたらせる「国際消防救助隊（I R T）」が昭和 61 年 4 月に発足しました。I R T は、国際緊急援助隊（J D R）救助チームの一員として被災地に派遣され、被災者の捜索・救助活動を行います。

令和 6 年 4 月 1 日現在、当市から 6 名の救助隊員が I R T に登録されています。また、過去の活動実績は、平成 11 年 9 月に台湾で発生した地震災害や、平成 15 年 5 月にアルジェリア民主人民共和国で発生した地震災害において倒壊建物から救出活動を展開するなど、国際貢献の一役を担っております。



4-1 救助出場件数及び救助人員（昨年との比較）

年次 災害種別		令和5年中		令和4年中	
		救助出場件数	救助人員	救助出場件数	救助人員
火災	建物	15	1	22	7
	以外	0	0	0	0
交通		19	15	28	19
水難		13	10	7	4
風水害		5	3	1	1
機械		4	1	5	3
建物		247	134	204	101
ガス		3	0	0	0
破裂		0	0	0	0
その他		80	22	83	22
合計		386	186	350	157

4-2 救助出場件数（受持区域別）

【令和5年中】

所属 種別	南	横曽根	青木	南平	北	上青木	伊刈	芝園	神根	東	新郷	安行	戸塚	市外	合計
火災	1	4	1	2	0	0	0	0	1	1	3	0	2	0	15
交通	1	0	2	0	0	2	1	0	6	1	1	1	2	2	19
水難	3	1	0	2	0	1	2	0	2	0	0	1	1	0	13
風水害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	5
機械	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	4
建物	21	20	19	26	22	22	12	33	7	28	7	6	24	0	247
ガス	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
破裂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	12	7	10	9	4	5	2	7	3	8	3	3	7	0	80
合計	38	34	32	40	27	30	17	40	20	39	17	11	39	2	386

4-3 救助出場件数（月別）

【令和5年中】

月別	災害種別									合計
	火災	交通事故	水難	風水害	機械事故	建物事故	ガス	破裂	その他	
1月	2	1	1	0	0	23	0	0	7	34
2月	2	1	2	0	0	17	1	0	7	30
3月	3	2	0	0	0	17	0	0	5	27
4月	0	0	1	0	0	14	0	0	4	19
5月	2	0	0	0	1	19	1	0	10	33
6月	1	3	0	5	0	14	0	0	5	28
7月	2	2	1	0	1	32	0	0	4	42
8月	1	4	2	0	0	20	1	0	5	33
9月	0	0	1	0	0	26	0	0	9	36
10月	0	1	3	0	0	21	0	0	9	34
11月	1	1	0	0	0	21	0	0	7	30
12月	1	4	2	0	2	23	0	0	8	40
合計	15	19	13	5	4	247	3	0	80	386

5-1 各高速道路の受け持ち区域

【首都高速道路】・・・川口JCT～加賀IC（12.4km）※付帯施設（川口PA）

【東北自動車道】・・・川口JCT～浦和IC（4.9km）

【東京外環自動車道】・・・美女木JCT～草加IC（13.9km）

（首都高・東北道は、昭和62年9月9日から。外環自動車道は、平成4年11月27日から）

5-2 高速道路上の救助出場状況

年 別	出 場 件 数			計	救 助 人 員			計
	首都高	東北道	外環道		首都高	東北道	外環道	
令和5年中	0	1	3	4	0	0	3	3
令和4年中	2	2	1	5	1	3	1	5
令和3年中	1	0	1	2	3	0	0	3
令和2年中	2	0	2	4	1	0	2	3
平成31年中	2	2	4	8	2	3	4	9



装 備

1 車両配備状況

令和5年度は、支援車1台、消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車2台、小型動力ポンプ付積載車1台、消防団車両3台、計8台を更新しました。



2 主要機械器具の配置

多種多様化する各種災害において、確実・迅速な消防活動の展開を可能にするため、常に主要機械器具を配置・更新しています。

令和6年4月1日現在

所属別 車両種別	局	南 消 防 署					北 消 防 署					東 消 防 署					小 計	消 防 団											小 計	合 計	
		管理 課	消 防 課	分 署			管理 課	消 防 課	分 署				管理 課	消 防 課	分 署			支 団													
				横 曽 根	青 木	南 平			上 青 木	神 根	伊 刈	芝 園			新 郷	安 行		戸 塚	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十			第十一
消防ポンプ自動車			1	1	1	1		1	1	1	1	1		2	1	1	1	14	2	2	3	3	2	2	4	2	3	2	3	28	42
化学消防ポンプ自動車						1		1										2													2
小型動力ポンプ付積載車			1	1	1	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	13										1		1	14
高規格救急自動車			1	1	1	2		1	1	1	1	1		2	1	1	1	15													15
はしご付消防自動車				1				1						1				3													3
救助工作車			1					1						1				3													3
資機材搬送車	1		1															2													2
特殊災害対応車														1				1													1
指令車	1																	1													1
指揮車	1		1					1						1				4													4
支援車						1								1				2													2
火災調査車	1																	1													1
危険物パトロール車	1																	1													1
一般車両	10	2	1	2		1				1	1	1	2	1	1	2	1	26													26
合 計	15	2	7	7	3	7	0	10	3	4	4	5	2	11	4	7	6	97	2	2	3	3	2	2	4	2	3	3	3	29	126

()内は非常用の車両台数

令和6年4月1日現在

所 属 別 器 具 種 別		合 計	局	南 消 防 署			北 消 防 署				東 消 防 署					
				消 防 課	分 署			消 防 課	分 署			消 防 課	分 署			
					横 曽 根	青 木	南 平		上 青 木	神 根	伊 刈		芝 園	新 郷	安 行	戸 塚
消火用器具	小型動力ポンプ	26		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ホース（呼称６５）	1420		110	145	85	160	135	75	75	90	110	75	95	145	120
	ホース（呼称５０）	660		50	50	50	56	50	50	50	50	50	55	50	50	49
	ホース（呼称４０）	211		15	20	14	20	25	13	13	13	13	20	15	15	15
	特殊ノズル（ガンタイプノズル）	41		5	5	2	4	5	2	2	2	2	4	2	4	2
	発泡器具（泡ノズルアタッチメント）	22		2	2	2	2	2	2		2	2		2	2	2
	発泡器具（低反動泡ノズル）	4			2		2									
	ラインプロポーションナー	8		1		1		1	1	1			1	1		1
	放水銃	1		1												
一般救助用器具	かぎ付きはしご	30		4	4	1	2	4	1	1	1	2	3	2	3	2
	二連はしご	2								1		1				
	三連はしご	31	3	5	3	1	2	4	1		1	1	3	2	3	2
	ワイヤーはしご	5		2	1			1					1			
	空気式救助マット	4		1	1			1					1			
	救命索発射銃（装置）	5		2				1					2			
	平担架	7		2	1			2					2			
	バスケットストレッチャー	12		2	1		1	3		1			3		1	
	サバイバースリング	11	1	4	1		1	3					1			
	簡易縛帯	27		4	2	1	1	6	1	1	1	1	6	1	1	1
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	10		3	1			3					3			
	油圧スプレッダー	4		1				1		1			1			
	可搬ウインチ	10		2	2			3					3			
	マンホール救助器具	3		1				1					1			
	マット型空気ジャッキ	6		1				3					2			
	救助用支柱器具	5		2				1					2			
	チェンブロック	3		1				1					1			
切断用器具	油圧切断機	3		1				1					1			
	エンジンカッター	19		2	2		1	5		1		1	4	1	2	
	チェーンソー	19		5	2			5		1			5		1	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	3		1				1					1			
	ガス溶断器	3		1				1					1			
	空気鋸	7		2	2			2					1			
	空気切断機	3		1				1					1			
	鉄線カッター	2		1									1			
破壊用器具	ハンマー	4		2				1					1			
	携帯用コンクリート破壊器具	5		2	1			1					1			
	削岩機	7		3				2					2			
	ハンマードリル	12		4				4					4			

令和6年4月1日現在

所 属 別 器 具 種 別		合 計	局	南 消 防 署			北 消 防 署				東 消 防 署					
				消 防 課	分 署		消 防 課	分 署			消 防 課	分 署				
					横 曽 根	青 木		南 平	上 青 木	神 根		伊 刈	芝 園	新 郷	安 行	戸 塚
検知・測定用器具	有毒ガス測定器	28	5	3	2	1	2	3	1	1	1	1	4	1	2	1
	放射線測定器	30	3	8			1	2		1	1	1	10	1	1	1
	個人線量計	140	3	40			8	8		8	5	5	42	8	8	5
	生物剤検知器	5		2				0					3			
	化学剤検知器	4		2				0					2			
呼吸保護用器具	空気呼吸器	147	9	23	12	8	11	15	6	6	6	7	10	12	14	8
	酸素呼吸器	6		3				3					0			
	送排風機	8		1	1			2					3		1	
隊員保護用器具	耐電衣	8	2	2				2					2			
	耐電手袋	24	1	7	3			7					6			
	活線接近警報器	21		5	3			8					5			
	携帯警報器	63	4	15	5		4	15		5			15			
	防毒マスク	35		20				5					10			
	化学防護服	22		11									11			
	陽圧式化学防護服	20		8				4					8			
	耐熱服	12		2	3		3	2					2			
	放射線防護服	27		7			2	2		2	2	2	4	2	2	2
	フルボディーハーネス	47	10	8	5			9					10		5	
	地震警報器	2		1									1			
検索用器具	簡易画像探索機	3		1				1					1			
	画像探索機	2		1									1			
	地中音響探知機	2		1									1			
	熱画像直視装置	7		2	1			1					3			
	夜間用暗視装置	4		2			1	1								
	電磁波探査装置	2		1									1			
	二酸化炭素探査装置	1											1			
	水中探査装置	1											1			
除染用器具	除染シャワー	4		1				1					2			
	中和剤散布器	6		1				0					5			
水難救助用器具	潜水器具	15					15									
	流水救助器具	10		5				0					5			
	レスキューボード	3		1				1					1			
	救命ボート	14		2	1		2	2		1		1	3		1	1
	船外機	7		2			1	1					1		1	1
その他の器具	移動投光器	41	3	5	4	2	3	5	2	2	2	3	3	2	3	2
	空気ボンベ	436		61	29	27	32	61	25	22	22	22	47	28	34	26
	潜水器具用空気ボンベ	41					41									
	車両移動器具	9		1	1	1	1	1				1	1	1	1	
	緩降機	7	1	2	1			1					2			
	エアーテント	5		1				1					3			

救 急

日勤救急隊始動！



1 救急業務の概要

昭和 34 年 5 月、救急車 1 台を配備し救急業務がスタートしました。そして平成 3 年にプレホスピタル・ケアの充実や救命率の向上を図るために救急救命士制度の制定及び「救急隊員の行う応急手当等の基準」の改正に基づき、救急救命士の養成や高規格救急自動車等を計画的に整備しました。

平成 6 年 5 月、市立医療センターに救命救急センターが整備されたことにより、重症傷病者の医療が確保されました。また、救急救命士の病院研修が可能となり、救急隊員のより一層の資質の向上が図れるようになりました。

平成 16 年 7 月から一般市民による AED（自動体外式除細動器）の使用が認められ、同年救急救命士法施行規則の一部改正により、気管内チューブによる気道確保及び平成 17 年 3 月の改正で薬剤投与（アドレナリン）を実施できるようになりました。

平成 22 年 12 月には、傷病者の迅速かつ適切な受入れの実施を図るため、埼玉県において「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」が策定され、救急医療体制の強化が図られました。

平成 25 年 2 月よりビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気道確保が可能となりました。

平成 26 年 3 月、全救急隊にタブレット型端末を導入し、救急医療情報をリアルタイムで検索することで、対応可能な医療機関を効率よく且つ迅速に選定できるようになり、同年 4 月には、救急救命士法施行規則の一部改正により「救急救命士の心肺機能停止前重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施」の 2 行為が追加され、更なる社会復帰率の向上が期待されています。

令和 5 年 4 月、市立医療センターに「救急ワークステーション」を設立しました。

「救急ワークステーション」での研修体制が、従来の「個人」ではなく、「救急隊（部隊）」での派遣となり、救急隊員の「質の維持と向上」が実現することに加え、救急要請内容に応じて、医師と実習中の救急隊が市立医療センターから直接出場することで、より高度な病院前救護を早期に提供することが可能となりました。

令和 6 年 4 月、増加する救急需要に対応するため、平日日中帯の出場に特化した「日勤救急隊」の運用を開始しました。「日勤救急隊」の運用により、年間を通して救急需要が多い時間帯の出場体制が強化されるとともに、24 時間勤務が困難な職員も、救急隊として勤務にあたる事が出来るため、職員の働き方の選択肢が広がりました。

2 救急隊現有状況

		業務開始年月日	高規格配置年月日	備 考
南消防署	川口南救急隊	平成23年10月11日	平成23年10月11日	中央分署から名称変更 (H29. 4. 1)
	横曽根救急隊	昭和43年4月27日	平成6年3月28日	
	青木救急隊	昭和44年4月10日	平成7年7月28日	並木分遣所から名称変更 (S55. 4)
	南平第1救急隊	昭和46年8月1日	平成7年3月6日	南平柳分署から名称変更 (S55. 4)
	南平第2救急隊	令和2年4月1日	令和2年4月1日	新規に増隊 (R2. 4)
北消防署	川口北救急隊	昭和46年8月1日	平成5年3月31日	前・北本署から名称変更 (H13. 4) 芝分署から名称変更 (H29. 4. 4)
	上青木救急隊	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
	神根救急隊	昭和46年8月1日	平成8年3月21日	旧・青木分署から車両配置替え (S41. 11. 21)
	伊刈救急隊	平成15年4月1日	平成15年4月1日	
	芝園救急隊	平成30年4月1日	平成30年4月1日	
東消防署	川口東救急隊	昭和40年2月1日	平成8年2月1日	平成23年10月11日合併 鳩ヶ谷分署から名称変更 (R5. 4. 1)
	日勤救急隊	令和6年4月1日		新規に増隊 (R6. 4) 予備車運用
	新郷救急隊	昭和46年8月1日	平成10年12月4日	旧・本署から車両配置替え (S34. 5. 19)
	安行救急隊	昭和59年4月1日	平成10年12月17日	
	戸塚救急隊	昭和58年4月1日	平成10年12月28日	

3 救急活動状況 (令和5年中)

人口 607, 279人

(令和6年4月1日現在)

面積 61. 95km²

○ 救急出場件数
35, 964件 (前年比 2, 675件増)
1日平均…98件 (14. 6分に件出場)

○ 救急搬送人員
29, 688人 (前年比 2, 850人増)
1日平均…81人 (17. 7分に1人を搬送)

○ 救急出場 最多件数

月……………7月 (3, 593件)
曜 日……………月曜日 (5, 302件)
時間帯……………午前10時～午前12時
(4, 148件)
1日当たり…140件 (7月12日)

○ 救急出場 最少件数

月……………2月 (2, 460件)
曜 日……………火曜日 (4, 965件)
時間帯……………午前4時～午前6時
(1, 485件)
1日当たり…65件 (2月9日)

○ 救急隊数……………15隊

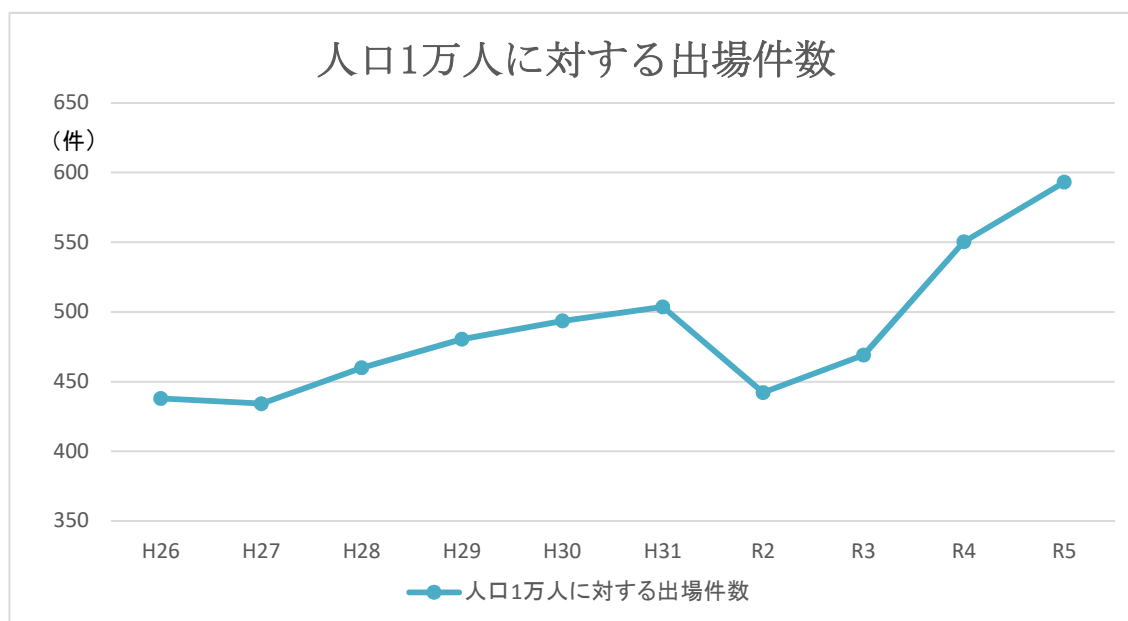
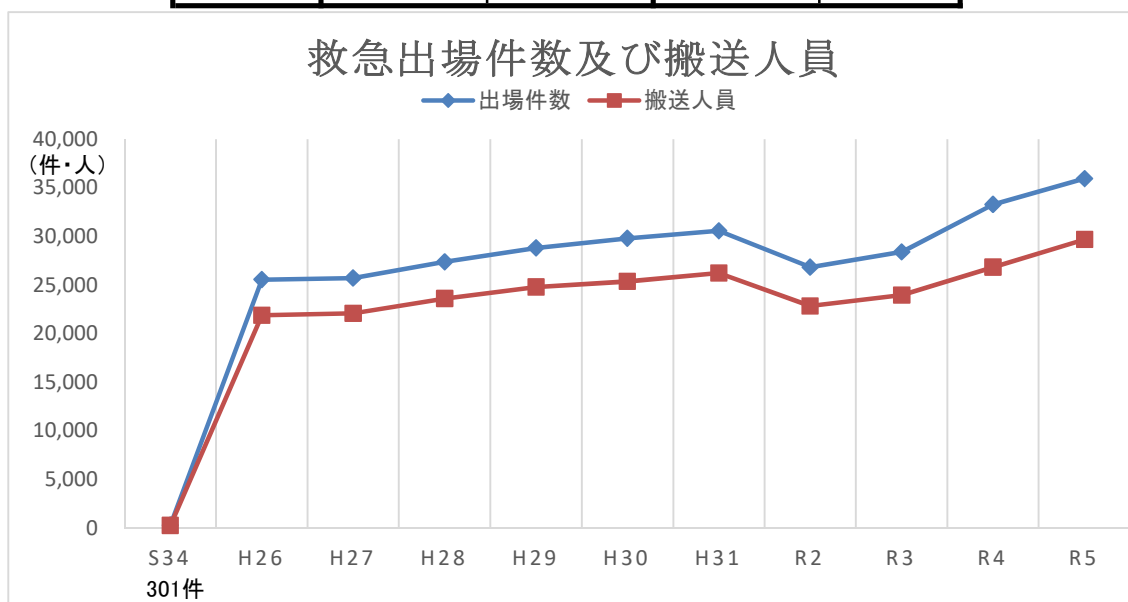
○ 救急救命士数……………151人
(登録者数)

○ 救急車台数……………19台

(令和6年4月1日現在)

4. 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分	出場件数		搬送人員	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成26年	25,578	696	21,894	576
平成27年	25,739	161	22,098	204
平成28年	27,393	1,654	23,625	1,527
平成29年	28,835	1,442	24,782	1,157
平成30年	29,803	968	25,385	603
平成31年	30,583	780	26,225	840
令和2年	26,854	-3,729	22,846	-3,379
令和3年	28,407	1,553	23,980	1,134
令和4年	33,289	4,882	26,838	2,858
令和5年	35,964	2,675	29,688	2,850



5 事故種別出場件数及び搬送人員

事故種別	出場件数			搬送人員		
	令和4年中	令和5年中	対前年比	令和4年中	令和5年中	対前年比
急 病	23,040	25,217	2,177	18,245	20,631	2,386
交通事故	2,016	2,051	35	1,688	1,750	62
一般負傷	4,969	5,244	275	4,146	4,410	264
加 害	237	213	-24	145	123	-22
自損行為	334	350	16	196	214	18
労働災害	279	289	10	270	275	5
運動競技	129	162	33	120	157	37
火 災	119	138	19	17	26	9
水 難	11	16	5	2	0	-2
自然災害	4	8	4	3	2	-1
転院搬送	2,021	2,091	70	2,004	2,086	82
その他	130	185	55	2	14	12
合 計	33,289	35,964	2,675	26,838	29,688	2,850



6 事故種別月別出場件数及び搬送人員

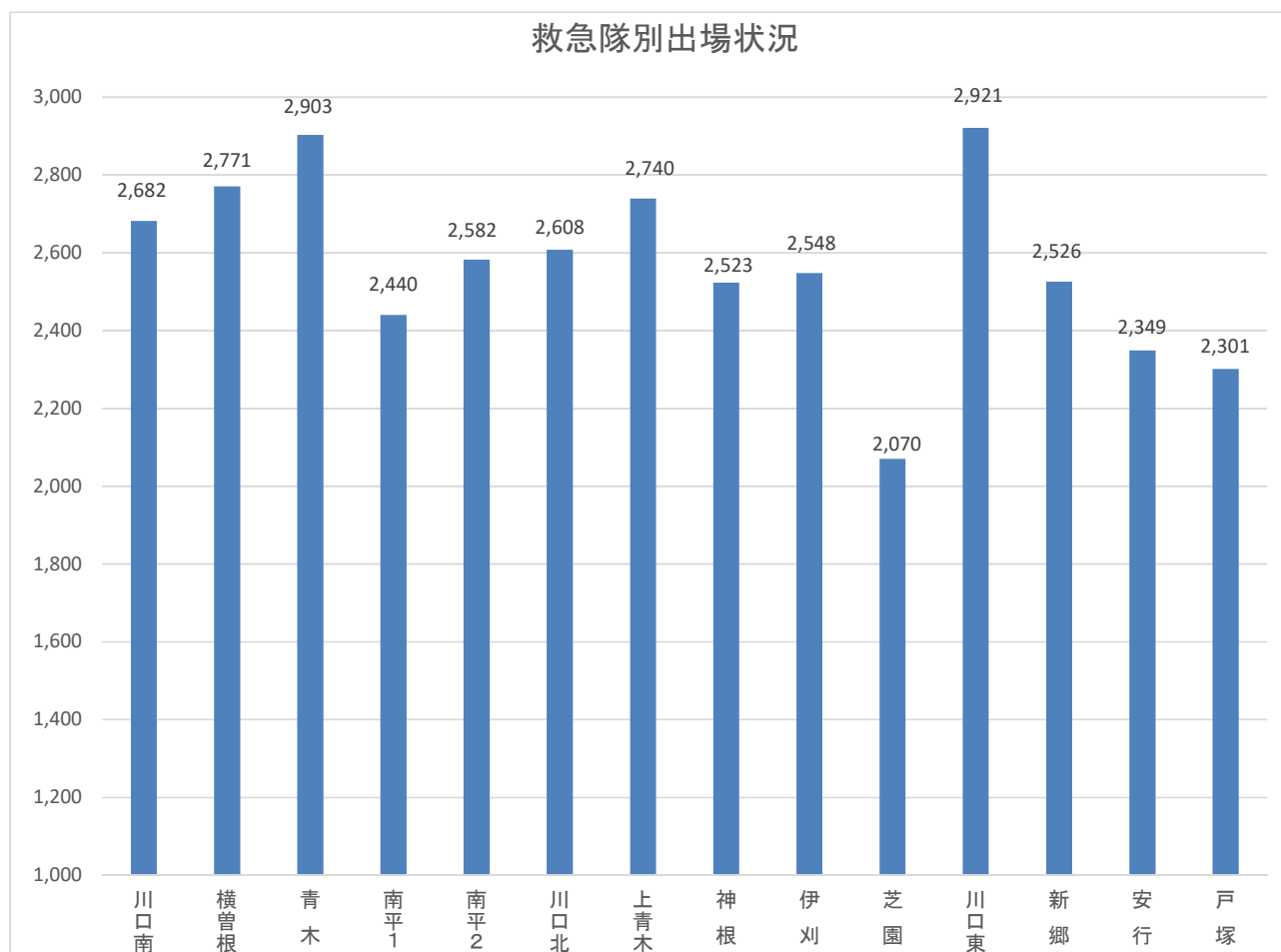
区分 月別	急 病		交通事故		一般負傷		その他		うち転院搬送		合 計	
	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員
1 月	2, 278	1, 772	138	117	461	365	275	221	169	167	3, 152	2, 475
2 月	1, 662	1, 327	152	130	389	317	257	212	150	149	2, 460	1, 986
3 月	1, 779	1, 417	174	145	408	333	276	226	163	162	2, 637	2, 121
4 月	1, 804	1, 490	190	155	416	348	263	222	164	164	2, 673	2, 215
5 月	1, 873	1, 555	179	156	409	343	286	245	172	172	2, 747	2, 299
6 月	2, 030	1, 654	179	149	396	342	309	271	201	201	2, 914	2, 416
7 月	2, 700	2, 125	158	135	421	344	314	267	169	168	3, 593	2, 871
8 月	2, 587	2, 121	162	136	403	335	288	246	185	185	3, 440	2, 838
9 月	2, 245	1, 849	187	160	434	380	271	224	163	163	3, 137	2, 613
1 0 月	2, 023	1, 715	192	163	482	414	349	289	217	218	3, 046	2, 581
1 1 月	1, 916	1, 630	158	144	479	428	267	224	164	163	2, 820	2, 426
1 2 月	2, 320	1, 976	182	160	546	461	297	250	174	174	3, 345	2, 847
合 計	25, 217	20, 631	2, 051	1, 750	5, 244	4, 410	3, 452	2, 897	2, 091	2, 086	35, 964	29, 688

7 事故種別曜日別出場件数及び搬送人員

区分 月別	急 病		交通事故		一般負傷		その他		うち転院搬送		合 計	
	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員	出場件数	搬送人員
月曜日	3, 769	3, 128	280	244	735	609	518	433	339	337	5, 302	4, 281
火曜日	3, 417	2, 822	299	255	699	595	550	481	371	371	4, 965	4, 414
水曜日	3, 548	2, 925	324	280	721	600	529	447	330	329	5, 122	4, 153
木曜日	3, 461	2, 816	274	233	726	599	526	443	339	337	4, 987	4, 252
金曜日	3, 531	2, 885	324	274	737	641	552	472	354	354	5, 144	4, 091
土曜日	3, 618	2, 916	317	268	771	662	449	379	247	247	5, 155	4, 272
日曜日	3, 873	3, 139	233	196	855	704	328	242	111	111	5, 289	4, 225
合 計	25, 217	20, 631	2, 051	1, 750	5, 244	4, 410	3, 452	2, 897	2, 091	2, 086	35, 964	29, 688

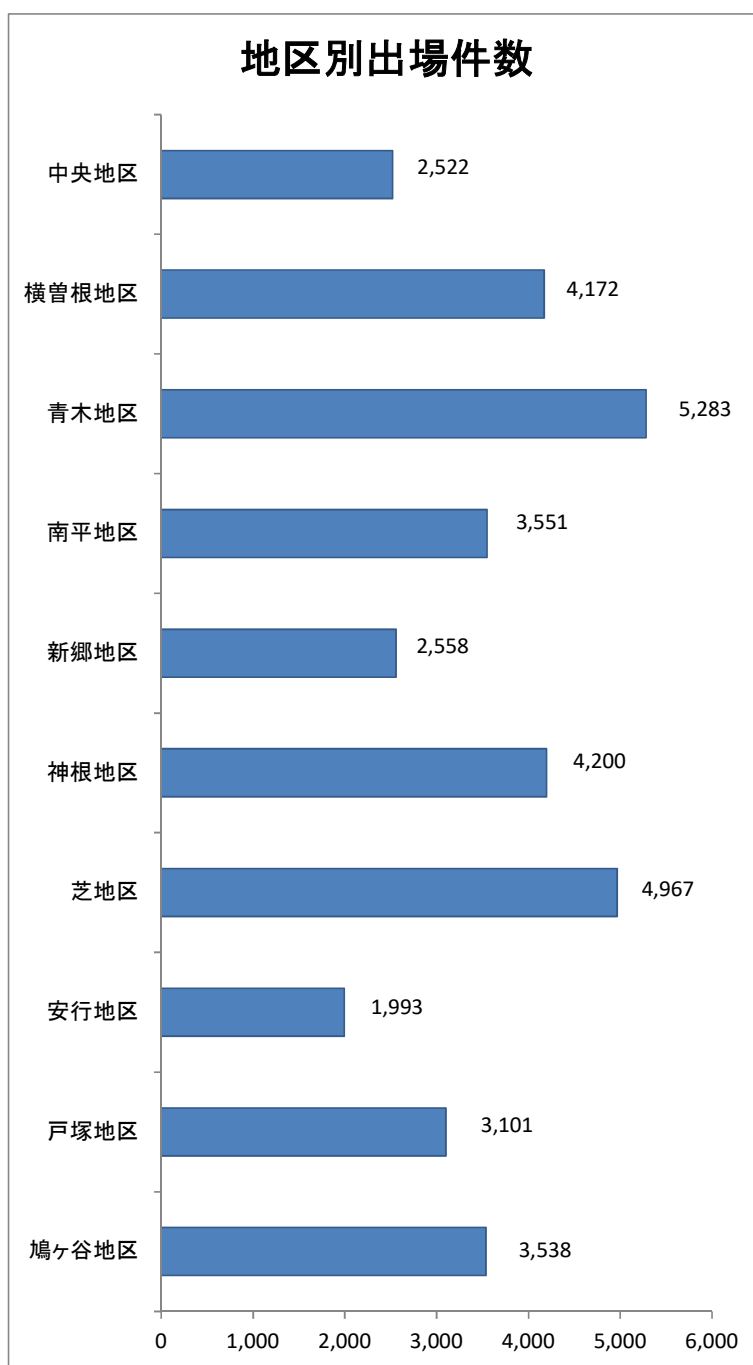
8 救急隊別・月別出場件数

月別 隊別	合 計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
川口南	2,682	229	200	210	205	212	232	260	232	225	229	210	238
横曽根	2,771	228	186	218	210	224	212	292	258	243	235	199	266
青 木	2,903	250	199	198	236	201	250	306	274	263	222	235	269
南平1	2,440	217	161	177	155	175	202	262	244	196	220	203	228
南平2	2,582	229	248	171	157	176	192	269	249	230	224	203	234
川口北	2,608	224	177	191	175	195	218	270	282	230	196	190	260
上青木	2,740	221	184	190	213	237	235	235	265	253	239	211	257
神 根	2,523	203	171	175	209	201	212	226	235	215	220	203	253
伊 刈	2,548	210	142	193	180	211	191	270	256	232	235	210	218
芝 園	2,070	199	120	141	154	136	161	218	221	188	160	167	205
川口東	2,921	273	211	231	240	220	225	264	275	261	256	225	240
新 郷	2,526	218	158	203	196	191	207	252	253	198	215	187	248
安 行	2,349	255	159	175	174	180	178	227	199	207	198	186	211
戸 塚	2,301	196	144	164	169	188	199	242	197	196	197	191	218
合 計	35,964	3,152	2,460	2,637	2,673	2,747	2,914	3,593	3,440	3,137	3,046	2,820	3,345



9 地区別の救急活動状況

地 区 人 口	出場件数 搬送人員	
中 央 44,519 人	出場件数	2,522
	搬送人員	2,069
横曽根 72,885 人	出場件数	4,172
	搬送人員	3,272
青 木 77,890 人	出場件数	5,283
	搬送人員	4,307
南 平 65,422 人	出場件数	3,551
	搬送人員	2,905
新 郷 39,184 人	出場件数	2,558
	搬送人員	2,201
神 根 51,958 人	出場件数	4,200
	搬送人員	3,651
芝 80,888 人	出場件数	4,967
	搬送人員	4,073
安 行 38,197 人	出場件数	1,993
	搬送人員	1,667
戸 塚 71,343 人	出場件数	3,101
	搬送人員	2,594
鳩ヶ谷 64,993 人	出場件数	3,538
	搬送人員	2,879
市外	出場件数	79
	搬送人員	70
合 計	出場件数	35,964
	搬送人員	29,688



10 年齢区分別事故種別搬送人員

事故種別 年齢区分	急病	交通事故	一般負傷	その他	合 計
新生児	11	0	3	87	101
乳幼児	1,416	33	404	122	1,975
少年	600	196	161	178	1,135
成人	6,746	1,074	807	1,187	9,814
高齢者	11,858	447	3,035	1,323	16,663
合 計	20,631	1,750	4,410	2,897	29,688

11 年齢区分別傷病程度別搬送人員

事故種別 年齢区分	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合 計
新生児	0	11	76	14	0	101
乳幼児	1	23	255	1,696	0	1,975
少年	0	23	159	953	0	1,135
成人	18	592	2,740	6,464	0	9,814
高齢者	141	1,649	7,953	6,920	0	16,663
合 計	160	2,298	11,183	16,047	0	29,688

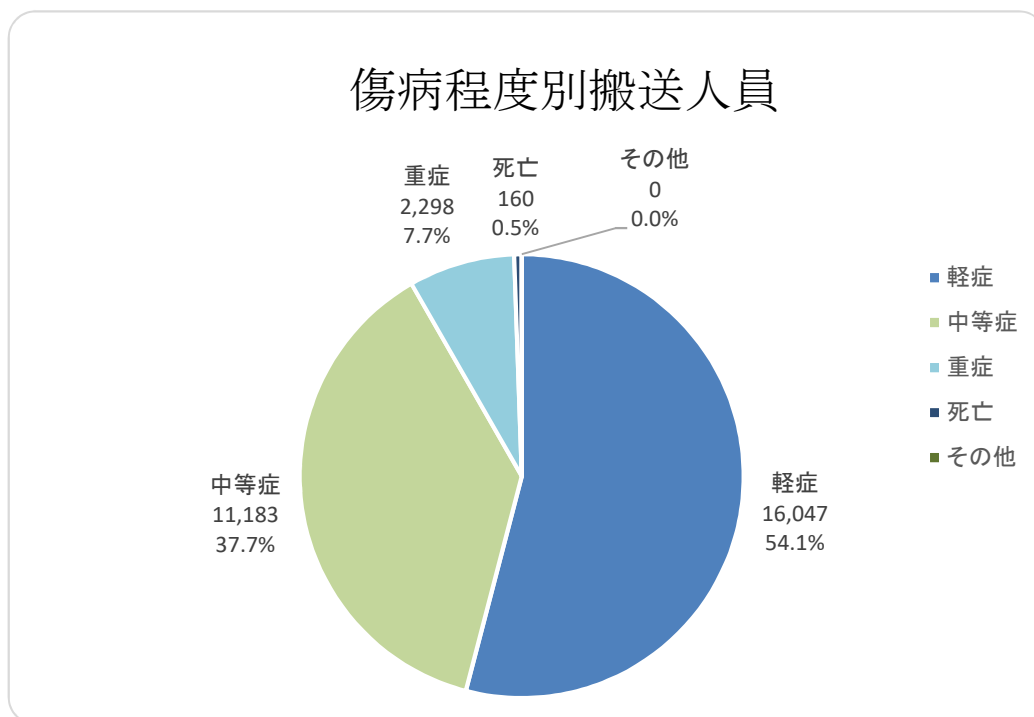
(注) 年齢区分は、次のとおり。

- (1) 新生児 生後28日未満の者
- (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
- (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
- (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
- (5) 高齢者 満65歳以上の者

1 2 事故種別傷病程度別搬送人員

事故種別 程 度	急 病	交通事故	一般負傷	その他	合 計
死 亡	148	1	6	5	160
重 症	1, 530	91	205	472	2, 298
中等症	7, 975	246	1, 210	1, 752	11, 183
軽 症	10, 978	1, 412	2, 989	668	16, 047
その他※	0	0	0	0	0
合 計	20, 631	1, 750	4, 410	2, 897	29, 688

※ 程度における「その他」とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。



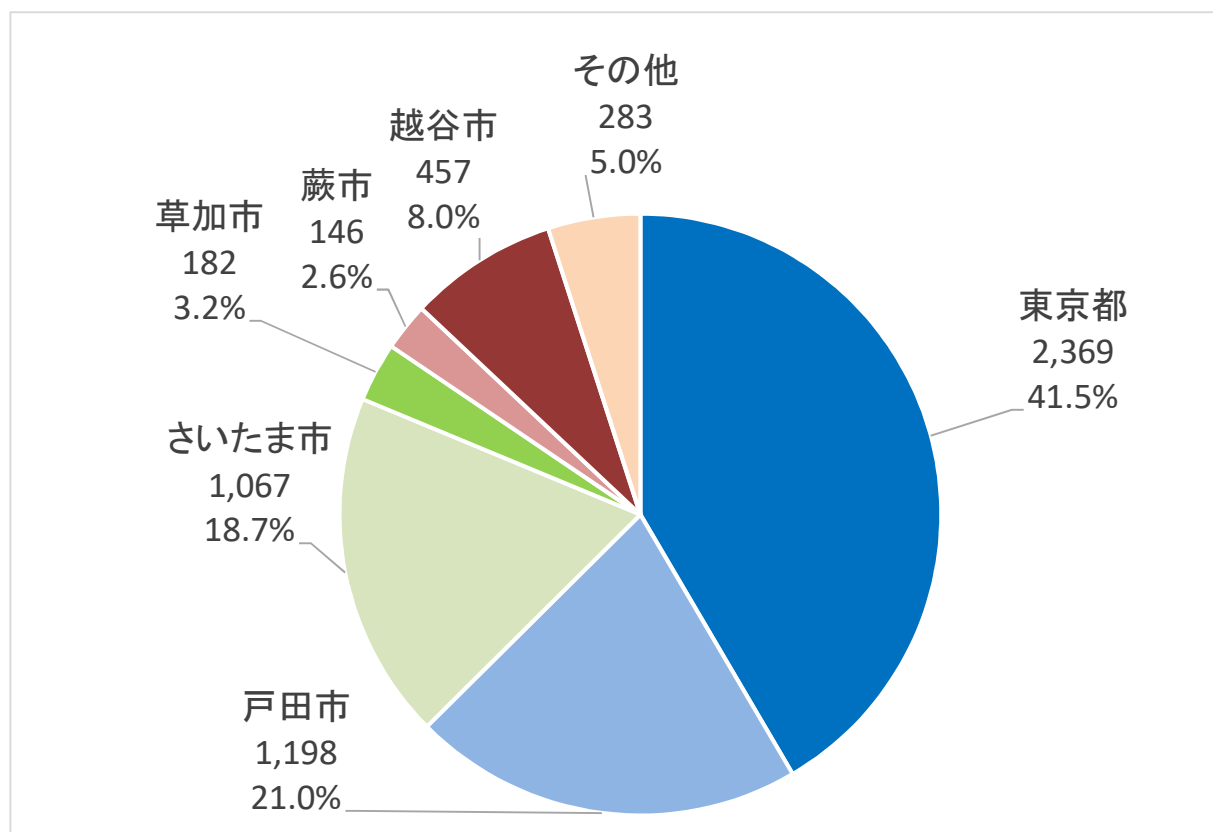
(注) 傷病程度は、初診時における医師の診断に基づき、次のように分類した。

- (1) 死 亡：初診時において死亡が確認されたもの。
- (2) 重 症：傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの。
- (3) 中等症：傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの。
- (4) 軽 症：傷病の程度が入院を必要としないもの。
- (5) その他：医師の診断がないもの及び「その他の場所」へ搬送したもの。

1 3 医療機関別搬送人員

		合 計	うち市外
医療機関	国 立	90	90
	公 立	7,773	803
	公 的	3,963	230
	私的病院	17,671	4,501
	私的診療所	191	78
	計	29,688	5,702
その他の場所	接骨院等	0	0
	その他	0	0
	計	0	0
合 計		29,688	5,702

1 4 市外搬送人員状況



1 5 応急手当の普及啓発活動状況

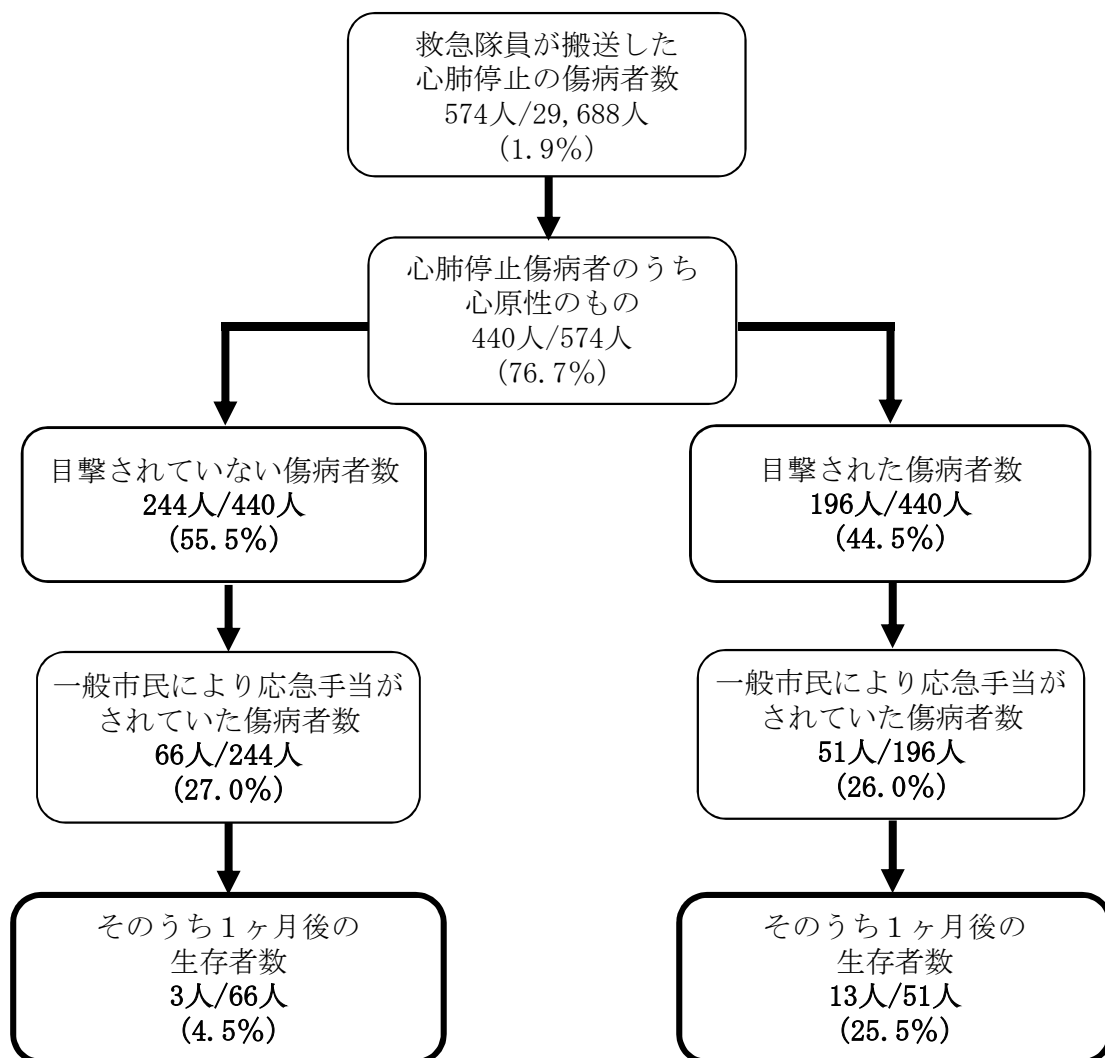
年 次	普通救命講習		上級救命講習		一般救急講習		救命入門コース	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
平成6年～ 令和4年	3,019	55,990	184	4,197	1,404	101,763	528	23,786
令和5年	158	2,518	14	266	8	603	41	1,347
累 計	3,177	58,508	198	4,463	1,412	102,366	569	25,133

※1 応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年11月19日から実施）

※2 乳児、小児救命講習（普通救命講習Ⅲ）及び救命入門コース（平成24年4月1日から実施）

1 6 応急手当の救命効果

搬送人員29,688人



※ 目撃された場合とは、下記のとおりとする。

- ① 救急隊の目の前で心肺機能停止状態になったもの。
- ② 家族の目の前で「倒れた」「ぐったりした」または「物音を聞いてすぐにはけつけたところ倒れていた」もの。

指令



指令業務の概要

災害現場をいち早く確認して災害状況を速やかに掌握することは、その後の消防活動に大きく影響するため、通報の受付から指令までの業務が重要となります。

指令課では、火災・救急、その他の災害の119番通報の対応、消防隊・救急隊等への出場指令、出場隊との無線交信、高所監視カメラの映像による災害状況の把握、病院情報の案内、関係機関への災害状況の速報、電子メール配信による情報提供等の業務を行います。

119番通報は、固定電話、スマートフォンやIP電話での音声通話の他に、FAXによる緊急通報や、聴覚や言語障害のある方のための通報システムNET119、更に令和6年2月に運用を開始した映像通報システムLive119があります。また、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人からの119番通報については、通訳センターを介した同時通訳（三者間同時通訳）を行っており、24時間365日対応できるようにしております。



1 1 9 番通報受付状況

令和5年中の119番通報受付総件数は46,491件で、月平均3,874件、1日平均127件の通報を受けました。

災害事案の中では救急の33,232件が最も多く、受付総件数の71.5%を占めています。

また、医療機関の問い合わせ1,809件、いたずら・間違い1,797件、その他が7,426件あり、これら緊急車両の出場を必要としない通報件数は、受付総件数の23.7%を占めています。

令和5年中の1 1 9 番通報受付状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
火 災	30	30	47	15	17	6	16	19	10	22	20	21	253
救 急	2,880	2,258	2,437	2,469	2,531	2,743	3,359	3,179	2,919	2,808	2,592	3,057	33,232
救 助	10	6	4	3	6	14	18	5	4	3	8	10	91
その他災害	23	19	22	18	10	33	25	32	24	26	20	24	276
問合せ	217	129	125	117	114	149	184	152	199	150	136	137	1,809
間違い	129	110	194	121	193	200	160	156	153	120	127	115	1,778
いたずら	4	1	0	1	4	1	0	0	3	2	1	2	19
その他	469	427	539	591	607	754	760	693	672	552	676	686	7,426
F A X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NET119	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	4
転 送	128	83	113	103	136	149	174	166	142	133	145	131	1,603
合 計	3,890	3,063	3,481	3,438	3,618	4,049	4,697	4,402	4,127	3,816	3,726	4,184	46,491

※その他災害とは、危険排除等をいう。

※F A Xとは、F A Xによる119番通報をいう。

1 1 9 番通報受付状況の比較

令和5年中の119番通報受付総件数は46,491件で、令和4年中に比べ、3,032件の増加となり、1日に換算すると、平均約8件の増加となります。

各災害別では、火災38件の増加、救急2,676件の増加、救助10件の増加、その他災害7件の減少となります。

【通報回線別の受付状況】

○固定電話

5,339件（－477件）

○携帯電話

29,777件（＋3,326件）

○I P 電話

11,371件（＋174件）

	令和4年	令和5年	前年比較
火 災	215	253	38
救 急	30,556	33,232	2,676
救 助	81	91	10
その他災害	283	276	-7
問 合 せ	2,872	1,809	-1,063
間 違 い	1,437	1,778	341
いたずら	113	19	-94
そ の 他	6,423	7,426	1,003
F A X	0	0	0
NET119	1	4	3
転 送	1,478	1,603	125
合 計	43,459	46,491	3,032
平均(日)	119	127	8
固定電話	5,816	5,339	-477
割合 (%)	13%	12%	-1%
携帯電話	26,451	29,777	3,326
割合 (%)	61%	64%	3%
I P 電話	11,197	11,371	174
割合 (%)	26%	24%	-2%

※表中小数点第1位を四捨五入しています。

1 1 9 番通報受付状況の推移

本市の119番通報の受付総件数は、過去最多となる46,491件の通報を受付けました。

1 1 9 番通報受付状況の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
火 災	255	178	161	215	253
救 急	27,309	24,153	25,579	30,556	33,232
救 助	89	97	90	81	91
その他災害	276	251	274	283	276
問い合わせ・その他	10,393	9,193	9,476	12,324	12,639
合 計	38,322	33,872	35,580	43,459	46,491

消防指令システム・消防救急デジタル無線

平成24年2月1日に整備した消防指令システムは使用開始から12年が経過し、平成26年3月1日に整備した消防救急デジタル無線は使用開始から10年が経過することから、機器及び設備を全面更新し令和6年2月1日から運用を開始しました。

消防指令システムの最大の特徴は、119番受付時に聴取すべき内容が画面に表示され、指令管制員を支援するほか、聴取と同時に事案及び出場車両を自動で選別することで短時間での指令を可能としたことです。また、聴取した情報は、リアルタイムで出場部隊の車両運用端末装置（AVM）に送信されることで、情報の共有が図られ、迅速かつ的確な災害対応に繋がります。更に、部隊運用に合わせたカスタマイズを繰り返し、経験則に偏らない平準化した「指令管制員支援システム」の構築を実現しました。

消防救急デジタル無線は、本市の北東部及び荒川河川敷の一部で無線通信の不感地帯が存在していました。この問題に対処するため、鳩ヶ谷庁舎の三ツ和基地局のアンテナを以前より約15m高く、出力を5Wから10Wに変更し、同時に消防局庁舎の芝下基地局のアンテナを以前の高さより約4m高く、出力を2Wから10Wに変更しました。これにより無線通信の安定性が改善され、消防部隊の効率的な運用の強化に繋がりました。

映像通報システム Live 1 1 9

このシステムは、スマートフォンからの119番通報の際に指令管制員が映像の活用が必要と判断した場合、通報者の安全を確認した上で映像送信の協力を依頼し、現場と消防（指令管制室）をリアルタイム映像で繋ぐものです。通報者はアプリのダウンロードなどが不要で、電話の音声スピーカー音に切り替えた後、消防からのショートメッセージに記載されたURLに接続し、画面上に表示される注意事項を確認の上、マイクやカメラ、位置情報の提供を許可することで、リアルタイム映像が消防に伝送されます。

従来の119番通報だけでは状況把握が難しい事案も、災害現場の映像を受信することで、視覚的に情報収集することが可能となり、心肺停止、火傷、気道への異物の詰まりなど、迅速な応急手当が必要な事案に対して、映像を確認しながら口頭による指示が可能となったほか、通報者に対し正しい応急手当のやり方の映像を送信することができるようになったため、効果的な災害活動及び救命処置が期待できます。

高所監視カメラ

朝日環境センターの煙突最上部に、24時間市内全域を監視する高所監視カメラを、北側及び南側にそれぞれ1台設置しました。この高所監視カメラは、119番通報と連動して災害地点を迅速かつ正確に確認することが可能であり、災害時の被害状況の早期把握に努めています。

消 防 団



「令和5年度 川口市消防団特別点検」

令和5年11月26日：神根運動場

はじめに

消防団の歴史は古く、江戸時代に南町奉行、大岡越前守忠相が組織した「いろは48組」の町火消しがルーツとなっています。普段は鳶の者として土木や建築等の生業に従事しながら、一旦火災が起これば消防に早変わりし、その経費は、町内会によって決められ運営されていたといわれています。

川口市においては、明治19年に消防組が結成され、その後消防組と私設防護団を統合しての警防団を経て、昭和22年の消防団設置条例により川口市消防団が誕生し、平成23年の鳩ヶ谷市との合併を経て、現在では1団本部、11支団、30分団、401人（組織及び実員数：令和6年4月1日現在）の団員で組織されています。そして、このような長い歴史とともに地域防災の要としての役割は大きく、火災・水害・震災など災害防除活動はもとより、各種防災訓練・行事においても常備消防ともども本市防災の中樞をなしています。

川口市消防団の歩み

1 市制施行前の旧町村別消防概要

【旧川口町消防組】

明治 19 年

上宿組、中宿組、下宿組、宮元組の 4 組の消防組が結成され、各組に頭取を置いた。

明治 27 年

勅令をもって消防組規則が制定され、各組は部と改組され、腕用ポンプ 1 台が装備された。

大正 3 年

機構が改革され、総員 103 名 3 部制となり、各部に腕用ポンプ 1 台が装備された。

組頭 田島 房邦 氏

大正 8 年

戸数増加に伴い、総員 155 名となった。

大正 11 年

川口在郷軍人会が主体となり、消防施設改善期成会が組織され、ノーザン式手引ガソリンポンプ 1 台が購入された。

昭和 2 年

はじめて、ポンプ自動車（ノーザン式、ハドソン）1 台が購入され、第 1 部に配置

された。

昭和 6 年

乗用車（グラハム）1 台を購入して、これに、ノーザン式手引ガソリンポンプを乗せて改造し、第 2 部に配置した。第 3 部には、3 輪自動ポンプ（フォード、ノーザン式）1 台を購入配置し、各部とも機動力が備わった。

【旧横曽根村消防組】

明治 27 年

勅令をもって消防組規則が制定され、3 部制、組員 100 名で発足。

大正 3 年

機構改革により、組員を 150 名に増員し、各部に腕用ポンプ 1 台が配置された。

組頭 篠田 伝太郎 氏

大正 13 年

荒川放水路改修工事による区画変更により、第 3 部（大字浮間）は東京都に編入された。

昭和 3 年

手引ガソリンポンプ 1 台を購入して、第 2 部に配置した。

昭和 7 年

自動車ポンプ 1 台を購入して、第 2 部に配置した。

【旧青木村消防組】

明治 20 年

各大字単位の上青木組、前川組、下青木組の 3 部制で発足した。

明治 40 年

各組を統合して、青木村消防組に改組して 3 部制とし、各部に腕用ポンプ 1 台を配置した。組員 150 名

【旧南平柳村消防組】

明治 19 年

各大字単位の領家組、元郷組、十二月田組の 3 組制で発足した。

大正 6 年

各組を統合して、南平柳消防組に改組して 4 部制とし、各部に腕用ポンプ 1 台を配置した。

組頭 倉田 源十郎 氏

昭和 3 年

自動車ポンプ 1 台を購入し、第 5 部（特別自動車隊）を新設して配置した。

2 市制施行後

昭和8年

川口町、横曽根村、青木村、南平柳村が合併して市制が施行され、4月1日これに伴い各組を統合して8部制（川口町1・2・3部に、南平柳4・5部、青木6・7部、横曽根8部）とし、消防組本部に常備消防班（班長小頭1名、消防手12名、2交代制）を設置し、総員400名とし、名称を川口消防組と改めた。

昭和14年

勅令20号により、警防団令が公布施行され、消防組と私設防護団を統合して、川口警防団と改称し、10部制となり、定員1,500名とした。

昭和15年

隣接の鳩ヶ谷町、神根、新郷、芝村の4ヶ町村が合併されたが、各警防団は、そのままの名称で存置され、川口、鳩ヶ谷、神根、新郷、芝の5警防団となった。

昭和16年

芝警防団が川口警防団に編入し、第5分団となり、4警防団となった。

昭和18年

川口警防団を6分団制に改め、定員1,550名となった。

団長 岩田 三史 氏鳩ヶ谷、神根、新郷の3警防団を統合し、名称を川口鳩ヶ谷警防団と改め、定員635名、6分団制とした。

団長 保坂 善八 氏

これで市内の警防団は、2団となり、定員合計2,185名を擁するに至った。

昭和19年4月1日

特設消防署設置規定（大正8年勅令第350号）により、埼玉県告示第191号を持って、川口市一円を区域とする特設消防署が設置されることになり、従来の常備消防班を包含して埼玉県川口消防署が設置された。

同告示第247号により、川口市本町2-99の1に埼玉県消防訓練所が設置された。

同告示第248号により、鳩ヶ谷、横曽根両出張所、元郷、青木、芝各派出所が設置された。陣容は1署、2出張所、3派出所、定員207名。

初代署長 高林 信次郎 氏

昭和22年

勅令第185号をもって、消防団令が施行され、警防団は消防団と改称された。

消防団令に基づき、川口市消防団設置条例が定められ、5分団制定員400名。

団長 高橋 八郎 氏

同じく川口鳩ヶ谷消防団設置条例が定められ、6分団制、定員746名。

団長 保坂 善八 氏

両団合計 11 分団、1,146 名となった。

3 消防組織法施行後

昭和 23 年 3 月 7 日

消防組織法が施行され、官治消防は自治消防へと、画期的な消防機構の改革が行われ、川口市消防本部が設置された。

昭和 23 年 9 月 7 日

2 つの消防団を統合し、地域別に 8 消防団を設置し、連合制をとり、川口市連合消防団本部を設けた。初代連合消防団長 高橋 八郎 氏

昭和 25 年 11 月 1 日

鳩ヶ谷町が分離したので、消防団は 1 つ減り、7 団 832 名となった。

昭和 27 年 4 月 7 日

消防団幹部会議を開き、団員定数改組を決議し、4 月 25 日、825 名を 500 名に減員した。

昭和 31 年 4 月 1 日

安行村が合併したので、この区域を川口市安行消防団と称し 8 団 543 名となった。

昭和 37 年 2 月 15 日

美園村が配置分合したので、この区域の戸塚消防団を川口市連合消防団に編入し、9 分団とした。

昭和 38 年 8 月 1 日

第 2 代消防団長 高德 勝之助 氏

昭和 39 年 9 月 1 日

消防団幹部会議の議決により連合消防団の廃止と団員定数改組を決定し、1 団 9 分団制、定員 520 名とした。

昭和 41 年

消防団幹部会議の団員の少数精鋭化の議決により、520 名の定員を 4 月 1 日、424 名とした。

昭和 52 年 11 月 14 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D - I 型、ディーゼル A - 2 級に更新し、2 個分団（第 5 分団・第 8 分団）に配備し、消防力の強化を図る。

昭和 53 年 10 月 31 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D - I 型、ディーゼル A - 2 級に更新し、2 個分団（第 2 分団・第 4 分団）に配備し、消防力の強化を図る。

昭和 54 年 3 月 26 日

老朽化した第 6 分団第 1 消防部の車庫を木造カラー鉄板瓦棒葺 2 階建、延べ面積 41.31 m²に改築した。

昭和 54 年 11 月 28 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D－I 型、ディーゼル A－2 級に更新し、第 1 分団第 2 消防部に配備した。

昭和 55 年 9 月 1 日

第 3 代消防団長 岩井 尚明 氏

昭和 56 年 2 月 28 日

老朽化した普通ポンプ自動車をいすゞエルフ T L D44 改型、C D－I 型、ディーゼル A－2 級に更新し、第 3 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 56 年 3 月 10 日

老朽化した第 3 分団第 2 消防部の車庫を鉄骨造折板葺 2 階建延べ面積 167.94 m²に、また、第 7 分団木曽呂器具置場を川口市大字木曽呂 390、木造瓦棒葺 2 階建延べ面積 81.54 m²に改築した。

昭和 56 年 11 月 19 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 2 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 57 年

老朽化した第 2 分団第 1 消防部の車庫を鉄骨カラー鉄板瓦棒葺 2 階建延べ面積 70.14 m²に改築した。

昭和 57 年 11 月 11 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 1 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 58 年 3 月 30 日

老朽化した第 8 分団第 1 消防部の車庫を鉄骨造トタン葺 2 階建延べ面積 110.07 m²に改築した。

昭和 59 年 3 月 21 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 4 分団第 3 消防部に配備した。

昭和 59 年 12 月 25 日

老朽化した第 6 分団第 2 消防部の車庫を改築。
消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を C D－I 型に更新し、第 7 分団第 3 消防部に配備した。

昭和 60 年 8 月 10 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を CD-I 型に更新し、第 5 分団第 2 消防部に配備した。

昭和 61 年 3 月 20 日

老朽化した第 4 分団第 3 消防部の車庫を、鉄骨 2 階建延べ面積 100.78 m²に改築した。

昭和 61 年 11 月 10 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を CD-I 型に更新し、第 8 分団第 2 消防部に配備した。

昭和 62 年 2 月 26 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を CD-I 型に更新し、第 7 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 62 年 11 月 7 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 4 分団第 1 消防部と第 6 分団第 1 消防部に配備した。

昭和 63 年 2 月 26 日

老朽化した第 8 分団第 2 消防部の車庫を、2 階建延べ面積 112.0 m²に改築した。

昭和 63 年 9 月 1 日

第 4 代消防団長 福島 弘 氏

昭和 63 年 12 月 20 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 3 分団第 3 消防部と第 9 分団第 2 消防部に配備した。

平成元年 3 月 24 日

老朽化した第 7 分団第 1 消防部の車庫を、鉄骨 2 階建延べ面積 105.84 m²に改築した。

平成 2 年 2 月 16 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車 2 台を CD-I 型に更新し、第 3 分団第 2 消防部と第 6 分団第 2 消防部に配備した。

平成 2 年 12 月 20 日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車を CD-I 型に更新し、第 9 分団第 1 消防部に配備した。

平成 3 年 3 月 25 日

老朽化した第 9 分団第 1 消防部の車庫を鉄骨 2 階建延べ面積 132.86 m²に改築した。

また、上青木分署内に配置している第 3 分団第 3 消防部の車両を、上青木 2 丁目地内に新築した鉄骨 2 階建延べ面積 105 m²の車庫に配置した。

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第9分団第3消防部に配備した。

平成4年1月8日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第7分団第2消防部に配備した。

平成4年2月28日

老朽化した第4分団第1消防部の車庫を鉄骨2階建延べ面積130.5㎡に改築した。

平成4年12月21日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第5分団第1消防部に配備した。

平成5年2月26日

老朽化した第4分団第2消防部の車庫を鉄骨2階建延べ面積70.02㎡に改築した。

平成6年3月10日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第8分団第1消防部に配備した。

平成6年3月25日

老朽化した第7分団第2消防部の車庫を鉄骨コンクリート造2階建延べ面積109.88㎡に改築した。

平成7年3月7日

消防団車両で老朽化した普通ポンプ自動車をCD-I型に更新し、第2分団第2消防部に配備した。

平成7年10月1日

第5代消防団長 鹿島 輝雄 氏

平成8年2月6日

地震対策及び今後の多目的ポンプ運用方法を考慮し消防団に初めて全自動小型動力ポンプ付き積載車を購入し、第4分団第2消防部に配備した。

平成9年2月28日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を全自動小型動力ポンプ付き積載車に更新し、第1分団第1消防部及び第3分団第1消防部に配備した。

平成10年4月1日

消防団の活性化を図るため、定年制を盛り込んだ「川口市消防団活性化総合計画」を策定し、実施した。

第6代消防団長 中山 謙二郎 氏

平成11年3月31日

消防団基盤緊急総合整備事業により災害防御用資器材として、50mm用放水資器材等及びチェーンソーを各消防部に配備した。

平成12年11月1日

消防団活性化の一環として服制の検討を行い、作業帽をアポロキャップ型とした。

平成12年4月1日

消防団条例を改正し、現行の1団本部9分団制から、1団本部9支団23分団制とし、定年制を導入する等組織の充実強化を図った。

平成14年4月1日

川口市初の女性消防団員12名を任用し、各支団付け配置した。

平成15年12月18日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、第1支団第2分団及び第2支団第1分団へ配備した。

平成17年1月12日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、第3支団第3分団、第7支団第1分団、第8支団第2分団、第9支団第2分団へ配備した。

平成17年3月16日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、第7支団第3分団へ配備した。

平成17年10月31日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、第3支団第2分団、第4支団第1分団、第3分団、第5支団第2分団、第6支団第1分団、第2分団及び第9支団第1分団へ配備した。

平成19年2月6日

老朽化した小型ポンプ積載車を普通消防ポンプ自動車CD-I型に更新し、第7支団第4分団へ配備し、普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、第9支団第3分団へ配備した。

平成19年12月19日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、第7支団第2分団へ配備した。

平成20年12月4日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、第5支団第1分団へ配備

した。

平成 21 年 2 月 25 日

平成 20 年度消防庁長官表彰「消防団等地域活動表彰」を受賞。

平成 22 年 2 月 10 日

日本消防協会会長表彰 優良消防団表彰（表彰旗）を受賞。

平成 22 年 3 月 4 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第8支団第1分団へ配備した。

平成 22 年 4 月 1 日

第7代消防団長 金子 利夫 氏

平成 23 年 2 月 21 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第2支団第2分団へ配備した。

平成 23 年 10 月 11 日

鳩ヶ谷市との合併を行い、川口市消防団が1団本部、11支団、29分団の体制となった。

平成 24 年 1 月 26 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型を更新し、第4支団第2分団へ配備した。

平成 24 年 3 月 30 日

第7支団第3分団車庫を従来の大字西新井宿351から大字新井宿13へ移設し、木造モルタルコロニアル葺平屋建延べ面積119.24㎡を新築した。

平成 25 年 2 月 22 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD－I型及び小型動力ポンプ付積載車を更新し、普通消防ポンプ自動車CD－I型を第1支団第1分団、第3支団第1分団及び第11支団第1分団へ配備した。

平成 25 年 12 月 13 日

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布施行（一部を除く）された。

平成 26 年 3 月 1 日

川口市消防局の消防・救急無線が、アナログ無線運用からデジタル無線運用に移行されたことに併せ、消防団車両29台及び分団長以上の45名にデジタル無線専用受令

機を配備し運用を開始した。

また、平成 24 年 5 月に消防団の連絡手段の確保として運用を開始した簡易デジタル無線局を 48 台増設（合計 180 台）するとともに、大規模災害時の参集場所を各受持分署とし、支団本部として運用を開始した。

平成 27 年 7 月 25 日

県内消防団の活性化と女性消防団員の増員を図り、地域防災力の充実強化に寄与することを目的に、初めて「埼玉県女性消防団員大会」が深谷市で開催された。

平成 27 年 11 月 1 日

埼玉県で初めて女性消防団員が採用された平成元年 11 月 1 日に因み、同 11 月 1 日を「埼玉県女性消防団員の日」とし、県、市町村、消防団が一体となった P R 活動を展開することが宣言された。

平成 30 年 4 月 1 日

第 8 代消防団長 吉田 幸市 氏

平成 30 年 4 月 1 日

川口市内の郵便局 3 局（川口・川口北・鳩ヶ谷）において機能別団員 16 名が入団。川口市消防団が 1 団本部、11 支団、30 分団（うち機能別分団が 1 分団）の体制となった。

令和元年 9 月 30 日

平成 24 年 5 月に消防団の連絡手段の確保として運用を開始した簡易デジタル無線局を経年劣化に伴い 166 台更新した。

令和 2 年 2 月 28 日

第 11 支団第 2 分団車庫を従来の八幡木 1 丁目 22 番 18 号から三ツ和 3 丁目 19 番地の 17 へ移設し、木造サイディング張 2 階建延べ面積 128.86 m²を新築した。

令和 2 年 3 月 30 日

第 10 支団第 1 分団車庫に木造サイディング張平屋建延べ面積 43.04 m²の待機室を増築した。

令和 3 年 4 月 1 日

第 9 代消防団長 菅岩 良司 氏

令和 5 年 3 月 13 日

老朽化した普通消防ポンプ自動車 C D - I 型及び小型動力ポンプ付積載車を更新し、普通消防ポンプ自動車 C D - I 型（3.5 t 未満）を第 1 支団第 2 分団、第 2 支団第 1 分団に配備し、また小型動力ポンプ付積載車を第 10 支団第 3 分団へ配備した。

令和 6 年 2 月 22 日

老朽化した第 2 支団第 2 分団車庫を現地建替えし、木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺 2 階建延べ面積 92.54 m²に改築した。

令和6年2月27日

老朽化した普通消防ポンプ自動車CD-I型を更新し、普通消防ポンプ自動車CD-I型(3.5t未満)を第3支団第3分団、第7支団第1分団及び第8支団第2分団へ配備した。

消防団組織図

令和6年4月1日現在

団長		副団長		機能別団員	定員	30	実員	0	第1支団		支団長	1
定員	1	定員	4						定員	40	第1分団	20
実員	1	実員	4						実員	35	第2分団	14
									第2支団		支団長	1
									定員	40	第1分団	17
									実員	33	第2分団	15
									第3支団		支団長	1
									定員	45	第1分団	13
									実員	45	第2分団	15
											第3分団	16
									第4支団		支団長	1
									定員	45	第1分団	17
									実員	45	第2分団	12
											第3分団	15
									第5支団		支団長	1
									定員	40	第1分団	8
									実員	20	第2分団	11
川口市消防団定員			515									
川口市消防団実員			401	第6支団		支団長	1					
									定員	40	第1分団	18
									実員	37	第2分団	18
									第7支団		支団長	1
									定員	55	第1分団	13
									実員	35	第2分団	8
											第3分団	7
											第4分団	6
									第8支団		支団長	1
									定員	40	第1分団	13
									実員	31	第2分団	17
									第9支団		支団長	1
									定員	45	第1分団	13
									実員	36	第2分団	11
											第3分団	11
									第10支団		支団長	1
									定員	45	第1分団	9
									実員	36	第2分団	9
											第3分団	17
									第11支団		支団長	1
									定員	45	第1分団	15
									実員	43	第2分団	17
											第3分団	10

消防団車庫所在地・車両配置状況

令和6年4月1日現在

支団別	所在地		構造	敷地面積	延面積	竣工
				(㎡)	(㎡)	
第1支団	第1分団	本町2-4-39	南消防署内	-	-	S 41.11
	第2分団	栄町2-4-8	鉄筋コンクリート2階建 一部木造	100.62	100.57	S 31. 3
第2支団	第1分団	仲町10-22	鉄骨カラー鉄板瓦棒葺2階建	75.27	70.14	S 57. 3
	第2分団	飯塚2-7-9	木造サイディング張ガルバリウム鋼板葺2階建	70.57	92.54	R 6. 2
第3支団	第1分団	青木4-7-18	青木分署内	-	-	S 55. 3
	第2分団	本前川1-14-1	鉄骨造折板葺2階建	163.34	167.94	S 56. 3
	第3分団	上青木2-9-4	鉄骨造カラーベスト葺2階建	119.65	105.00	H 3. 2
第4支団	第1分団	朝日1-14-29	鉄骨ALC板カラー鉄板葺2階建	145.27	130.50	H 4. 2
	第2分団	元郷4-21-21	鉄骨ALC板陸屋根2階建	58.37	70.02	H 5. 3
	第3分団	東領家3-1-3	鉄骨ALC板2階建	99.64	100.78	S 63. 3
第5支団	第1・2分団	大字芝5310	木造モルタル平屋建セメント瓦葺	379.00	63.89	S 48. 1
第6支団	第1分団	大字東本郷1112	木造カラー鉄板瓦棒葺2階建	121.53	75.33	S 54. 3
	第2分団	大字新堀647-1	鉄骨ALC板陸屋根2階建	140.06	102.70	S 59.12
第7支団	第1分団	大字安行領根岸171-1	鉄骨造サイディングコロニアル葺2階建	122.70	109.53	H 1. 3
	第2分団	大字石神1187-1	鉄骨造ALC板2階建	519.83	109.88	H 6. 3
	第3分団	大字新井宿13	木造モルタルコロニアル葺平屋建	299.19	119.24	H 24. 4
	第4分団	大字木曽呂390	木造瓦棒葺2階建	216.33	81.54	S 56. 3
第8支団	第1分団	大字安行原2014-5	鉄骨造ALC板カラー鉄板瓦棒葺2階建	208.69	110.47	S 58. 3
	第2分団	大字安行領家402-5	鉄骨造ALC板カラー鉄板瓦棒葺2階建	446.00	112.00	S 63. 2
第9支団	第1分団	長蔵1-30-17	鉄骨造ALC板カラー鉄板葺2階建	166.66	132.86	H 3. 2
	第2分団	戸塚3-13-16	戸塚分署内	-	-	S 58. 3
	第3分団	差間3-16-12	鉄骨ALC板2階建	150.02	106.72	S 62. 2
第10支団	第1分団	桜町5-3-7	鉄骨造カラー鉄板折版葺(車庫)	120.44	26.93	H 4.12
			木造サイディング張平屋建(建物)		43.04	R 2. 3
	第2分団	鳩ヶ谷本町2-1-1	鉄骨造ALC版フルーデッキ2階建	65.37	91.29	S 57. 2
			※集会所と併設			
	第3分団	里331	鉄骨造カラー鉄板折版葺	224.00	63.48	H 13. 2
角波鉄板張りカラー鉄板表わし1階建						
第11支団	第1分団	坂下町3-12-21	鉄骨造ALC版フルーデッキ2階建	189.14	170.92	S 57.12
			※集会所と併設			
	第2分団	三ツ和3-19-17	木造サイディング張2階建	115.60	128.86	R 2. 2
第3分団	鳩ヶ谷緑町1-1-2	鉄骨造ALC版フルーデッキ2階建	156.65	179.33	S 48. 3	
		※集会所と併設				

支団別受持区域

支団名	1 支団	2 支団	3 支団	4 支団	5 支団	6 支団	7 支団	8 支団	9 支団	10 支団	11 支団
町 丁 字 名	本町 1～4	飯塚 1～4	青木 1～5	元郷 1～6	柳崎 1～5	赤井	柳根町	安行原	戸塚	桜町 1～6	坂下町 1～4
	金山町	飯原町	中青木 1～5	新井町	芝高木 1. 2	赤井 1～4	北園町	安行吉蔵	戸塚南 1～5	鳩ヶ谷本町 1～4	前田
	舟戸町	原町	西青木 1～5	弥平 1～4	芝東町	前野宿	在家町	安行北谷	戸塚 1～6	大字里	三ツ和
	川口 1	川口 2～6	上青木 1～6	朝日 1～6	伊刈	東本郷	安行領根岸	安行小山	戸塚東 1～4	大字辻	鳩ヶ谷緑町
	栄町 1～3	仲町	上青木町 4	末広 1～3	芝	東本郷 1, 2	道合	安行	東川口 1～6	南鳩ヶ谷 7	1, 2
	幸町 1～3	南町 1, 2	上青木西 1～5	領家 1～5	芝西 1, 2	本蓮 1～4	安行領在家	安行, 藤八	戸塚鉄町		南鳩ヶ谷
	並木元町	西川口 1～6	南前川 1, 2	東領家 1～5	芝塚原 1, 2	江戸袋 1, 2	神戸	安行領家	戸塚境町		1～6
	並木 1～4	宮町	前川 1～4	河原町	小谷場	江戸 1～3	赤山	安行出羽 1～5	西立野		南鳩ヶ谷 8
		緑町	前上町		芝新町	蓮沼	木曾呂	安行慈林	長蔵新田		八幡木 1～3
		荒川町	前川町 3～4		芝中田 1, 2	大竹	東内野	安行吉岡	長蔵 1～3		三ツ和 1～3
			本前川 1～3		芝 1～5	東貝塚	源左衛門新田	安行西立野	久左衛門新田		
					芝樋ノ爪 1, 2	峯	石神		藤兵衛新田		
					芝下 1～3	榛松	赤芝新田		行衛		
					芝宮根町	榛松 1～3	新井宿		北原台 1～3		
					芝富士 1, 2	新堀	西新井宿		差間		
					芝園町	新堀町			差間 1～3		

団員状況

令和6年4月1日現在

		計	団 長	副 団 長	支 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員
	定 員	515	1	4	11	29	29	87	102	252
	実 員	401	1	4	11	29	29	67	83	177
	欠 員	114						20	19	75
団 本 部	定 員	35	1	4						30
	実 員	5	1	4						0
	欠 員	30								30
第1支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	35			1	2	2	6	7	17
	欠 員	5							2	3
第2支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	33			1	2	2	6	8	14
	欠 員	7							1	6
第3支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	45			1	3	3	9	9	20
	欠 員	0								
第4支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	45			1	3	3	7	9	22
	欠 員	0						2		-2
第5支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	20			1	2	2	3	4	8
	欠 員	20						3	5	12
第6支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	37			1	2	2	6	9	17
	欠 員	3								3
第7支団	定 員	55			1	4	4	12	12	22
	実 員	35			1	4	4	5	8	13
	欠 員	20						7	4	9
第8支団	定 員	40			1	2	2	6	9	20
	実 員	31			1	2	2	6	7	13
	欠 員	9							2	7
第9支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	36			1	3	3	5	7	17
	欠 員	9						4	2	3
第10支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	36			1	3	3	6	7	16
	欠 員	9						3	2	4
第11支団	定 員	45			1	3	3	9	9	20
	実 員	43			1	3	3	8	8	20
	欠 員	2						1	1	

年齢別団員数（職名別）

令和6年4月1日現在

	計	団長	副団長	支団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
20歳未満	0								
20歳～29歳	18							1	17
30歳～39歳	35						2	5	28
40歳～49歳	117				1	3	13	32	68
50歳～59歳	153				13	15	39	38	48
60歳～69歳	78	1	4	11	15	11	13	7	16
合 計	401	1	4	11	29	29	67	83	177
平 均	50.5	69.0	66.3	65.5	59.9	56.9	54.1	49.8	45.4

在職年数別団員数

令和6年4月1日現在

	合計	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年未満 小 計
団 員 数	401	76	57	55	71	57	37	353

30年以上 35年未満	35年以上 40年未満	40年以上 45年未満	45年以上 50年未満	50年以上 55年未満	30年以上 小計
26	15	7			48

職業別団員数

令和6年4月1日現在

	団本部	1支団	2支団	3支団	4支団	5支団	6支団	7支団	8支団	9支団	10支団	11支団	合 計	割 合
農業	1						6	13	15	12	1		48	12.0
建設業	1	3	7	10	5	2	10	1	6	7	9	13	74	18.5
製造業	2	6	10	10	10	3	6	3		2	3	5	60	15.0
電気水道業			1	3	5	1	1			1	3	4	19	4.7
運輸・通信業		3		3	3	4	2	1		1		1	18	4.5
小売業・飲食	1	6	1	6	8	2	4	3	4	4	10	10	59	14.7
金融・保険		3	1		1	1				1	1		8	2.0
不動産業		2	3	1			2		1	2	2	2	15	3.7
サービス業		8	8	6	6	6	4	5	3	5	3	3	57	14.2
公務員等				2	1	1	1	6			2	1	14	3.5
その他		4	2	4	6		1	3	2	1	2	4	29	7.2
合計	5	35	33	45	45	20	37	35	31	36	36	43	401	

川口消防の歌

昭和五十八年四月一日制定

作詞 押田 武一
補作詞 万城 たかし
作曲 殿島 周二

一、

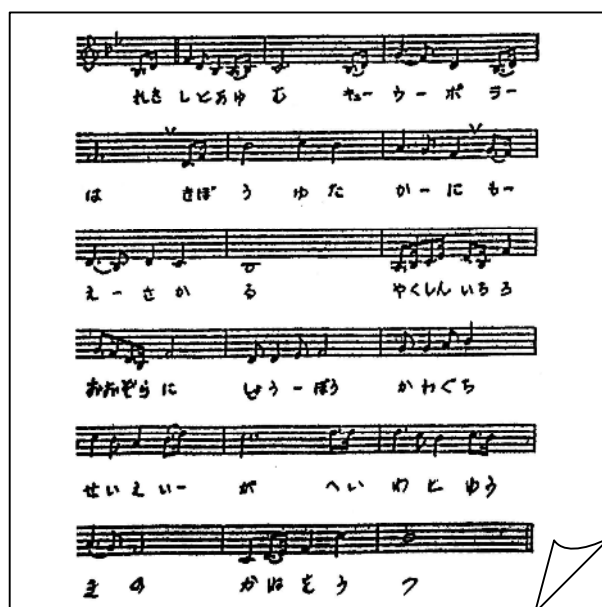
歴史と歩む キューポラは
希望豊かに 燃え盛る
躍進一路 大空に
消防川口 精鋭が
平和と勇気の 鐘を打つ

二、

緑の森の 武蔵野に
希望輝く 夢遙か
曙光の道を 築くため
消防川口 精鋭が
住みよい郷土の 葦となる

三、

静かな街を うるわしく
希望清らに 守りぬく
災い天に 人にあり
消防川口 精鋭が
防ぐに自信の 力あり



川口市消防団歌

作詞 菅原 隆行

作曲 菅 喜一郎

一、

万緑豊か 彩の郷土

栄耀映える キューポラの足跡

いざ事あらば勇々と

一葉知秋 立ち向かん

われら消防 川口消防団

安寧築く 使命に燃ゆる

二、

朝日の如く 錦上は

鉄砲百合か さざんかの花

いざ麗しく 燦々と

曙光の調べ 輝かん

われら消防 川口消防団

錬磨にたぎる 勇志が燃ゆる

三、

平和の願い 高らかに

天地よ輝け この武蔵野へ

いざ逞しく 隆々と

救いの騎士に ならざらん

われら消防 川口消防団

団旗の基に 正義が燃ゆる

ば んりょく ゆ たか さ いのく に

え いよ う は える も う のあ と

いざこと あらば ゆうゆうと いちようちゆう た ちむ か

ん わ れ ら しょう ぼう か わでちしょう ぼう

だん あ んね い きずく しめいにも ゆ る

消防年報 2024

〒333-0848
埼玉県川口市芝下2-1-1
川口市消防局

電 話 (048) 261-3119
F A X (048) 261-5955

E-mail 220.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

